

# 韓国国家人権委員会における 外国人人権侵害問題への対処とその問題点

盧 相 永

## 論文要旨

韓国は一九九〇年代に入ってから積極的に外国人を受け入れ、多文化社会を標榜する政策を取ってきた経緯がある。特に国際結婚による外国人女性移住者及び外国人移住労働者たちの中長期にわたる韓国社会での定着化が進んでいる。しかし韓国は歴史的に単一民族意識が強い社会であり、さらに伝統的に「家父長制」社会システムが固着化した社会構造があるため、外国人と共に社会を構築していく発展途上の段階であり、それ故に外国人の人権侵害問題は様々な領域で、多様な形で顕在化していることも事実である。

本研究は民主化以後、初めて国の独立した準司法機関として誕生した韓国国家人権委員会が扱った外国人人権侵害の事例や諸問題を取り上げ、人権侵害の形態や相談事例からみえてきた韓国社会の明暗を検討の対象にしながら、韓国国家人権委員会の設立理念と外国人人権侵害の諸問題は、どのように関わってきたのかを、韓国社会構造に照らしながら考察しようとするものである。

## 目次

まえがき

はじめに

(一) 本研究の目的…多文化社会政策の明暗と国家人権委員会

(二) 先行研究の検討…「国家人権委員会」に関する活字研究及び学術関係動向

- 一、 国家人権法における人権保障体制と韓国国家人権委員会
    - 一) 普遍的人権保障システム (Universal Protection of Human Rights)
    - 二) 国際社会における国家人権組織の形態
    - 三) 国内的な人権保障システム (National Protection of Human Rights)
  - 二、 外国人移住女性労働者の人権侵害問題
    - 一) 外国人女性移住者の労働環境
    - 二) 結婚移民者とビザ発給要件の強化問題
    - 三) 婚姻ビザ変更の困難
    - 四) 移住労働者の人権侵害事例
  - 三、 国家人権委員会
    - 一) 設立過程
    - 二) 国際人権条約機構と韓国国家人権委員会
    - 三) 外国人受け入れ政策の動向と国家人権委員会
    - 四) 外国人の人権侵害問題における民間領域と国家人権委員会
    - 五) 相談と陳情
- おわりに
- 国家人権委員会の今後の課題について
- 一) 予算問題
  - 二) 多様な専門家不在

## はじめに

### (一) 本研究の目的…多文化社会政策の明暗と国家人権委員会

近年、韓国に入ってくる外国人の特徴として、はじめから中長期定住を前提とする人が大幅に増えていることがある。なかでも国際結婚という形で韓国社会に編入してくる移住者の増加傾向は、一九九〇年代を境に顕著になってきた。(表一―五)それ以前の外国人訪問就業制の期間満了(二〇〇七―二〇一二)等によって、一時的に外国人住民数は減少したが、中国同胞に対する「在外同胞資格対象拡大」及び国籍要件を満たした外国籍同胞の永住資格申請者が増加したのが、増加原因の一つであると考えられている。しかし、このような変化は、就労環境や社会的な生活環境をめぐる摩擦のほかにも、外国人移住者の韓国社会への適応問題、二世教育など従来の外国人政策の枠では、対処しきれない様々な問題が露呈している。

外国人移住者が増加している状況で、韓国社会の法制度および日常生活で多発している「Xenophobia・ゼノフォビア」現象は、多様な領域で人権侵害として発生している。韓国憲法は第一条において、「大韓民国の主権は国民に存し、すべての権力は国民から由来する」とし、国民主権に基づく国民国家であることを唱えている。さらに、血統主義を基本原則にした韓国の国籍法および出入国管理基本法は、大韓民国の国籍を持つていない人を外国人と定め、国民と外国人を明確に区分してきた歴史がある。

しかし少子高齢化が急速に進み、現場労働力不足や経済のグローバル化による、多様な人材が必要になってきた韓国社会の現実では、「単一族国家」像は大きく揺らいていることも事実である。単純な二分法的な思考と模索は多くの困難に直面し、単なる外国人政策ではない、社会全体の長期的な変化を見据えた展望が求められている。そのようななか、韓国政府は社会の多様性を認め、外国人を取り込む統合的な政策をすすめようとしている。外国人を取り巻く諸問題は、まさに韓国社会が直面しているナショナリズムとグローバル化の間のせめぎ合いを露わにしているといえる。

本論文では、韓国国家人権委員会が二〇〇一年にスタートした、外国人権侵害問題にどのように対処してきたのか、またいつから外国人権侵害救済策が確立してきたのか等を検討する。また人権保障システム論の観点論から、韓国国家人権委員会における外国人権侵害問題への対処の現状を考察する。

## (二) 先行研究の検討：「国家人権委員会」に関する活字研究及び学術関係動向

開発経済成長期を経て、一九八〇年代末から始まった韓国社会の民主化では、それまで用語として存在が希薄であったのが「人権」という概念に眼が向けられるようになった。この言葉が普遍的な価値として、韓国社会で本格的に社会的に作動し始めるメカニズムを確保したのが、二〇〇一年に正式に発足した「韓国国家人権委員会」である。それまで「人権」という言葉は、市民生活に緊密な形で、誰もが簡単に論じるような言葉ではなかった。なぜなら「人権」という概念よりは権利侵害という概念の方が、韓国社会で流通してきた歴史があるからである。ここでいう「権利侵害」というのは、おもに政治権力から個人及び組織などが、なんらかの理由で権利を侵害されたケースを言う。<sup>1)</sup>

人権の諸概念は、様々な学術理論から、理念として国連で定められている人権論まで、その理論的なカテゴリーは多岐にわたっている。

「人権理論」という分野での理論研究は多様化しているが、公的組織媒体である国家機関として「韓国国家人権委員会」に関する研究は、韓国社会では発展途上の段階である。同委員会に対する研究は、憲法に関連した基本権侵害に関する判例研究が大半を占めているが、外国人権に関連した判例は極めて少ないのが実情である。<sup>2)</sup>

韓国国家人権委員会を対象とする研究としては、「韓国人權財団」が内部研究資料として公開している『人權一般資料集』などがある。

一九九九年「世界人權宣言」五〇周年記念を期に、政府の人權事業の一環として「人權事業委員会」を構築、それを基盤としながら誕生したのが「韓国人權財団」である。この組織は、主に行政と企業における「人權」と「人權文化及び広報」に重点を置く民間組織である。「韓国國家人權委員會」は、「人權侵害」に対する、人權救済と捜査権限と機能があるのに対し、「韓国人權財団」は「人權侵害」問題について、救済又は捜査の機能や権限はない。国家人権委員会と同様に、「韓国人權財団」でも、人權に関する研究資料などが公表されている。

例えば二〇一六年度に公開された『地方自治体人權制度の現況と改善課題研究』<sup>3)</sup>では、韓国における地方自治体なかでの人權規範に関する運用能力や組織作り及び人權規範効率化を主に取り扱ったものである。これは国家人権委員会が発足以来、同人権委員会と地方行政との「人權行政」に関する地方行政施策などが、どのような試行錯誤を経ながら構築してきたかを研究資料としたものである。しかし、このような研究報告集は、外国人の人權侵害問題について論じたものではなく、韓国社会内部における人權一般論についての研究報告に過ぎない。また韓国国家人権委員会の内部資料として、二〇一一年発刊した『移住人權分野決定事例集（国家人権委員会 侵害調査局・侵害調査課著）』は、主に国家人権委員会における、外国人と関連した陳情・相談・事例などをまとめたものである。しかし、これは学術誌に掲載されたものではなく、事例研究報告と

して、一般に公開された資料集である。内容としても理論的な背景ははじめから論究されず、相談事例をとりあげながらまとめた資料集である。参考として、二〇一四年まで韓国で、韓国国家人権委員会に関連した論文及び学術討論集、学会報告資料など、「RISSE」韓国教育学術情報院 ([www.riss.kr](http://www.riss.kr)) に登録された件数は八六件あまりあるが、韓国国家人権委員会と外国人人権侵害に関する学術関係論集は、二〇一一年に発刊された『移住児童の人権増進のためのシンポジウム・韓国国家人権委員会、釜山人権事務所共同』が比較的詳しく韓国社会における外国人人権問題の現実を取り扱ったものである。主に子供の学習権と多文化家庭についての報告である。しかしこれは釜山という広域市(韓国の地方行政地区・人口一〇〇万人以上が要件の一つ) 中心に研究された事例報告であるため、韓国社会全般における外国人人権問題の焦点を把握するには、不十分である。

二〇〇一年に発足した韓国国家人権委員会は、日本でもアカデミックなレベルで関心がたかまり、これを紹介した文献などが幾つか発表されている。最初に、日本で国際法学者として、特に人権分野に関心が高く、国連の自由権規約に関して積極的な学術活動を行ってきた金東勲氏が紹介した「韓国国家人権委員会法」(『部落解放研究』第一四三号、編集発行・部落解放・人権研究所二〇〇二年) がある。これは、主に同委員会の法的根拠になる委員会の運用及び組織に関連した法規約を韓国語の原文から日本語に訳したものである。この資料は、韓国国家人権委員会を法規約によって理解するうえで、貴重な資料であると言えるが、外国人人権に関しての具体的な事例や法規約の適用及び運用実態については全く触れていない限界もあった。

次に二〇〇〇年、『立命館大学法学』に掲載された「国家人権機構に関する韓国の立法論争」(『立命館法学』2000年2号(270号) 二二三頁・郭魯瓶著) がある。これは小論文形式で、内容としては韓国国家人権委員会をめぐる主な焦点を、人権委員会の位相と性格、法務部との関係性と政府機構としてのポジションングについて論じたものである。しかしこの論文は一般論としての韓国国家人権委員会の性格や機能などを取り扱ったもので、外国人の人権の恒久的、また普遍的な価値などについての論及したものではない。

最後に二〇一五年七月八日、龍谷大学法学研究会で行われた報告文を加筆修正した論説「韓国における差別救済制度の現況と課題」(朴宣映著、二〇一六年) がある。この論説は本来韓国の国策研究機構である「韓国女性政策研究院」で発表された「国格向上のための差別のない社会基盤構築」(キム・テホン/アン・サンス/バク・ソンヨン/キム・ナンジュ共著。二〇一一年) 論文の一部を抜き取り加筆修正したものである。内

容としては、主に一般的な差別禁止法と個別的な差別禁止法の対象を国家人権委員会と韓国の憲法で定められる「平等権」と関連づけて、解釈し論じたものである。本論文の研究領域と重複するところがあり、特に「差別禁止法」と国家人権委員会との関係及び個別的な差別禁止法の主なカテゴリーになる特定事由、とりわけ「障害」と「特定事由による雇用差別」などをとりあげているが、その法社会的な背景及び歴史的な変遷については、具体的な事例及び理論的な紹介が欠けている。そもそも「平等権」は、差別禁止法が出来上がる時点で、同法の要になる個別的な差別禁止の理念の背後に、外国人を想定した法理念が初めから投影されたかについては不分明であり、特に「平等権」に関しては、韓国の憲法は、第11条で「すべての国民は、法の前に平等である。何人も性別、宗教または社会的身分により政治的、経済的、社会的、文化的生活のあらゆる領域において差別を受けない」とし、「法の前の平等」原則と差別禁止の原則を明かしているが、この条文の解釈及び適用については、現在も憲法裁判所で争われているのも事実である。<sup>4)</sup>

## 一・ 国際人権法における人権保障体制と韓国国家人権委員会

- 一) 普遍的な人権保障システム (Universal Protection of Human Rights)
- 二) 国際社会における国家人権組織の形態
- 三) 国内的な人権保障システム (National Protection of Human Rights)

国際人権法で論じられている「人権」という用語は、意味として「普遍的な人権」を指す。この言葉に内包されている法規範は、国際人権法上論じられている「法源」説からスタートし、その具体的な人権保障メカニズムは、上に挙げたそれぞれにテリトリオ化されている。<sup>5)</sup> という理論に対して以下の論点で本研究を進めていく。

一) 普遍的な人権保障システム (Universal Protection of Human Rights) とは、二つの構造的な理念で成り立つ。一つは、国連憲章に基づいた国連の一般的な人権保障システムである。もう一つは国連の人権条約に基盤を置く自由権及び社会権規約である。「人権」とは、社会のなかで適切

な法律と独立的な司法機関、そして民主的な制度とそれに伴う人権意識と教育が具現されていくなかで、国家的にそのような政策的な意志と、現実的な社会的なメカニズムがなければ、「人権」は単なる理屈に限ることになる。このような現実を考慮し、国際社会は、各々の国家に国際人権法の理念に即し、それぞれの国と地域に特別な人権機構 (human rights institutions) の設置を勧告している。これは各々の国や社会に内在している「人権」を保護または実行するための法執行機構 (例えば司法機関) とは、その存在意義は異なる。したがって国家人権機構は、制度的にも形式的にも各国のそれぞれの国内法に基づいて設立される組織であるが、国内法が制定したカテゴリーのなかで、組織の任務と権限を果たす一般的な政府機関とは異なり、国際人権法の効果的な国内的な適用と組織運用の独立性を確保することによって、人権の保護と向上、人権侵害の予防と救済を確保することに特徴がある。形式的には国内法の土台の上で成立する機構であるものの、その母体は、国際人権法から胎動したものであり、基本的方針や中身は国際人権規範に属する複線的な法的な背景を有しているといえる。<sup>6)</sup>

韓国国家人権委員会における外国人人権侵害の問題は、制度的には国連で定めている一般的な人権保障システムの理念に準じた国家的な組織であるといえる。人権条約 (国際人権規約) で確保されている自由権と社会権の価値を韓国社会で、解釈し運用するメカニズムとして、韓国国家人権委員会という機構として把握することが可能だ。

しかし普遍的な人権システムという一般論に、韓国国家人権委員会における外国人人権侵害問題を単純化することは、理論的なアプローチとして限界があると同時に、人権条約で定められている諸権利に関わる利益にも、必ずしも合致しているとはいえない側面がある。

普遍的な人権保障システムは個別の組織や国家機構ではない、総合的な体制とメカニズムを必要とする。韓国国家人権委員会が最初に出来た時点では、人権保護対象に外国人という領域が不在であったのは明らかである。韓国の国家人権委員会が発足する時、韓国内で大きな注目と期待があったものの、その準備段階から外国人人権問題を想定して、外国人人権問題専門家が同委員会のメンバーに登用されなかったこと、現在に至るまで外部専門委員として外国人専門家または外国人人権問題の研究者などを抜擢していない構図は変わらない。韓国国家人権委員会が出現する前から、既に韓国社会で外国人に関する様々な人権侵害の問題が発生した事実がある。同委員会が発足した二〇〇一年度に韓国に在留していた外国人はすでに五六万人に達していた。(「滞留外国人現況2001-2001」法務部出入国外国人政策本部)

人権条約 (自由権と社会権) は単なる解釈の対象ではなく、積極的な国内的な解釈と社会文化的な同意が必要だ。韓国国家人権委員会にお

る外国人労働者問題は、韓国社会内部における「人権」に対する認識の差を表している。これは、外国人を如何に受け入れ、韓国社会に円満に定着させるかという政策論と政策の試行錯誤の交差から生じたものだと言える。

国内生産事業場を中心に、製造業・建設・農畜産業・中小企業など、不足する労働力を補うために外国人労働者の受け入れを政策的に確立したのが二〇〇四年度にできた「雇用許可制」である。この制度は、雇用がなかなか確保できない、生産事業現場に、外国人労働者を投入し、事業及び企業論理の必要に応じて、市場の需要に合わせて外国人労働者を弾力的に供給する趣旨の制度である。また「雇用許可制」は、最終的には韓国社会で永住を目的にしない外国人が安定的に滞在した後、最後は韓国を離れることを想定した単純循環型滞在制度である。

この制度では最大四年一〇か月まで滞在ができるが、再入国特例者は、例えば善良な滞在歴及び誠実な勤労者であったことが認定されると、一回に限り再入国が許可される。当時韓国では、国内生産現場をはじめ外国人労働力が必要であったこと、グローバル化のなかで、「韓国」という国の国際的な知名度が向上したため、韓国を訪れてみたいという外国人が徐々に増えていた矢先、「雇用許可制」は登場したと言える。しかしこの制度は、内在的に外国人労働者に不利な要素を孕んでいたため、制度ができて以来様々な問題を露呈した。特に雇用許可制のもとでは、外国人労働者に労働を事実上強要する側面をぬぐいきれず、側面があり、移住労働者が自分の家族を招聘し、長期的に滞在させることはできない。さらに家族同伴のままの入国は認められない。そのうえ雇用許可制は単純循環型労働短期滞在システムであるため、基本的に韓国社会での永住権申請はできない限界もある。

このように、多様な問題をかかえる「雇用許可制」について韓国国家人権委員会は、例えば政策レベルでも、関係機関（法務部出入国外国人政策本部）と協議ないし意見交換を行っていない。外国人をいかに管理していくについては、国は積極的な姿勢を取るが、その国の基本的な政策スタンスに異議を唱える者や、普遍的な人間価値と何人にも平等にその尊厳と価値を尊重しなければならないという基本的な人権理念に関しては、韓国の国家人権委員会は十分な議論をしようとしなかった。普遍的な人権保障システムの理念にもとづいて、国家権力から独立した象徴的な機構として出現した韓国国家人権委員会は、国内的な準備過程に国民の成熟した同意がないまま誕生したものの、その役割への期待度は非常に大きかった。にもかかわらず同会は、その役割を果たすことはなかったのである。

二) 「国際社会における国家人権組織の形態」

これについては一九九三年のUN総会で「国家人権組織地位に関する原則(パリ原則: Paris Principles 一九九三)」ができたことと緊密な関係がある。そもそもUN創設初期段階から、国際レベルで「人権」の理念的な基準設定と、その理念の具現化にともなう実施措置を忠実に強化してきた歴史がある。そのため国連加盟国に対して、国内的な人権保障システムの確保を促すため、国家レベルで設置されている人権機構の役割に注目してきた。<sup>19)</sup>

一九七〇年代以降、これはもつと具体的な形態として現れた。一九七〇年代は、政治的には冷戦時代であり、経済的には開発経済がアジアや南米に値を張りはじめた時期であり、文化的には「個」の自由を求める文化が大衆化した時代である。

このような国際社会の潮流の中、一九七八年にジュネーブで「人権増進と保護のための国家人権機構に関するセミナー」(Seminar on National and Local Institution for the Promotion and Protection of national institutions)<sup>20)</sup>が開催された。このセミナーでは後のパリ原則の原型といふべき「国家人権機構の組織及び機能」に関するガイドラインが採択されている。

このガイドライン (Guidelines for the structure and functioning of national institutions) では、国家人権機構の機能として、政府と国民のための人権関連情報開示や教育、また政府レベルでの人権政策支援、社会における人権意識の高揚など、政府が依頼し調査または勧告が述べられ、最後に政府権力機関に対する監視、国際人権条約の義務履行と関連する政府の助力について羅列されている。<sup>21)</sup>

その後、何回か国家人権機構と関連した国際会議が開催されると同時に、国内人権機構に関する関心が増し、結果として、国家人権機構に関する国際ワークショップ (International Workshop on National Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights) が、フランスのパリで開催された。このワークショップで、通称「パリ原則」が採択された。<sup>22)</sup>

この原則は主に人権活動に関する職務権限と、広範囲にまたがる法的な土台が確保されなければならないこと、またその組織の運営に関しては、多様な活動と財源が伴わなければならないことを打ち出し、いかなる国家権力からも独立していなければならないことを宣言したものである。この原則の主要な観点の一つは、人権機構の多様な機能と活動、さらに独立した役割を尊重しなければならない理念を明確にしていることである。

## 二一）人権機構の等級審査と法的根拠について

基本的に人権機構は、毎年国際社会から一定の審査を受けることになっている。それぞれの国と地域で「人権機構」を作る、またデザインすることは、それぞれの国と地域で各々の行政的な手続きを踏みながら行う。

その意味で「人権機構」には、行政的（administrative）な属性があると言える。逆に解釈すると「人権機構」とは、司法的ないしは立法的な性質ではないことがわかる。つまり「人権機構」には、国内の人権侵害の問題については調査と救済の機能をもっているものの、人権問題に關してすべての拘束力があるほどの強力な権能があるとは言えない側面がある。

「人権機構」の最も重要な役割は、「勧告」機能である。しかし「勧告」だけの役割ではなく、実際には人権教育や広報活動に「人権機構」が主導的な役割を果たす場合が多い。毎年、各々の地域と国にある「人権機構」は、必ず国際人権機構の調停委員会による等級審査（等級レベルは四つのランクによる：A・AR・B・C）を受けることになっている。（ICC）<sup>23</sup>

二〇一三年を基準とすると、世界には韓国を含め六九カ国に各々の「国家人権機構」がある。歴史的にもっとも古い「国家人権機構」を有している国は、一九四七年度に設立されたフランスとルクセンブルクである。

三〇年以上の設立の歴史を有する国家は四か国（スペイン／カナダ／ポルトガル／ニュージーランド）で、最近できた国としてはアフリカのモロッコ（王立国家人権協議会・二〇一一年三月設立）がある。

「国家人権機構」設立の歴史は、一九八〇年代半ばまではカナダ・オーストラリア・ニュージーランドにしかなかった。アフリカや中南米及びアジアなどでは民主化の流れをうけて、主に一九九〇年代以後に「人権機構」が設立された経緯がある。二〇一三年を基準とすると、韓国を除いた六八カ国で「国家人権機構」が設置されている。また六八カ国のうち二三カ国が二〇〇〇年以後に「国家人権機構」を設立した国である。二〇〇五年度を基準とすると、「国家人権機構」を確保している国と地域は、世界で二一〇カ国あまりであった。<sup>24</sup>しかし、国際社会からの等級審査などについては、当該国の国内政治・経済事情により、全く機能しない「国家人権機構」もあり、二〇一三年の基準では六八カ国となっている。国家人権機構を、憲法で定めている国は三五か国で、一般法律で定めている国は二八か国、特例法令または大統領令ないしは王令で「国家人権機構」を有している国は四か国である。その他に裁判所命令で「国家人権機構」を有している国は二か国であった。<sup>25</sup>

### 三) 国内的な人権保障システム (National Protection of Human Rights)

韓国国家人権委員会は、厳密な意味で地域的な人権保障システム (Regional Protection of Human Rights) という枠組みに属しない。また韓国社会内部における外国人権侵害問題は、地域人権保障システム論としては、国際的な協調性から隔離された状況であるといえる。

歴史的に数多くの国際人権条約が誕生し、また条約に加入する国と地域があるのも事実である。一般論として国際人権条約に加入する国家の義務は、人権システムそして各々のNGOにより、条約の運用適用状況を、それぞれの社会の実情に合わせてチェックされながら継承していくが、しかし最終的に人権を制度として保障し実現していくのは現実的には国家を基軸にせざるを得ない。

外国人権侵害問題は必ず国際社会で共有化され、情報化されなければならないが、韓国国家人権委員会の場合、外国人権問題侵害問題に対する情報の開示及びデータ化には、発足当時消極的な状況であった。なぜならば国内的に民主化を成し遂げるまで、無数の人権侵害があったこと、外国人の人権問題に比較的関心が低かったこと、最後に同委員会には外国人権問題の専門家が不在であったことなどが複合的に作用したため、情報の共有化や管理運用するまでの総合的な機能は未熟であった。

世界人権宣言第二条は「すべての者は、人種・皮膚の色・性・言語・宗教・政治的意見・その他の意見・国民的若しくは社会的出身 財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに、その宣言に規定するすべての権利及び自由を共有する権利を有する。更に、個人の属する国又は地域が独立国であるか、信託統治地域であるか、非自治地域であるか、または他の何らかの主権制限の下にあるかを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もされない」[Article 2 Everyone is entitled to all the rights and freedoms set forth in this Declaration, without distinction of any kind, such as race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status. Furthermore, no distinction shall be made on the basis of the political, jurisdictional or international status of the country or territory to which a person belongs, whether it be independent, trust, non-self-governing or under any other limitation of sovereignty.] (バーシック条約集2010年、東信堂)と宣言している。この宣言を別の意味で解釈すると、何人にもどのような場合においても差別があってはいけないということを明示したということである。逆説的に依然として男女の差別や性差別・宗教差別などがあるということを示しているとも読み取れる。このようなケースが交差する現実直面しているのが、韓国社会に滞在している外国人移住女性

労働者である。

「人権」とは、社会のなかで適切な法律と独立的な司法機関、そして民主的な制度とそれに伴う人権意識と教育が具現化されていくなかで、国家的にそのような政策的な意志と、現実的な社会的なメカニズムがなければ、「人権」は単なる理屈に限ることになる。このような現実を考慮し、国際社会は、各々の国家に国際人権法の理念に即し、それぞれの国と地域に特別な人権機構 (human rights institutions) の設置を勧告している。これは各々の国や社会に内在している「人権」を保護または実行するための法執行機構 (例えば司法機関) とは、その存在意義は異なる。したがって国家人権機構は、制度的にも形式的にも各国のそれぞれの国内法に基づいて設立される組織であるが、国内法が制定したカテゴリーのなかで、組織の任務と権限を果たす一般的な政府機関とは異なり、国際人権法の効果的な国内的な適用と組織運用の独立性を確保することによって、人権の保護と向上、人権侵害の予防と救済を確保することに特徴がある。形式的には国内法の土台の上で成立する機構であるものの、その母体は、国際人権法から胎動したものであり、基本的方針や中身は国際人権規範に属する複線的な法的な背景を有しているといえる。<sup>6)</sup>

理論的には国家権力機構から独立した国家機構とは、予算と人事及び組織運営の全てにおいて透明性が確保され、開かれた組織運営方針にもとづいて、多様な人材を登用しなければならず、市民社会との緊密な協調態勢が求められることを意味する。

例えば図一にある、「韓国国家人権委員会の陳情及び救済プロセス」の構図は、基本的に外国人が理解できるようなものではない。さらにこの組織関係機能と構造に関するオープン化された資料が多言語化されてないため、「人権侵害」が起きた場合、外国人被害者が即時に同委員会にアクセスするには限界がある。

韓国国家人権委員会は、形態としては国家権力から分離独立した機構であるものの、組織に関しては、韓国中央政府から自由に予算と人事が確保されていない状況であり、また運営に関しても外国人専門家が一人もいないのが現実である。

## 二. 外国人移住女性労働者の人権侵害問題

### 一) 外国人女性移住者の労働環境

### 二) 結婚移民者 (国際結婚) とビザ発給要件の強化

三) 婚姻ビザ変更の困難

四) 移住労働者の人権侵害事例

一) 外国人移住女性労働者の労働環境は、男性労働者と賃金の差はもろろん性暴力にもさらされ、二重の人権侵害が頻発し、度々社会問題になった経緯がある。妊娠・休暇・出産後においても、女性が働く事業場の雇用主の許可がなければ重労働を強いられることになる。そのため母性保護メカニズムが作動しないところか、全く機能しない現実がある。例えば二〇一三年三月に発表された「外国人労働者住居環境及性的嫌がらせ・性暴力の実態調査結果」(外国人勤労者住居環境及び性的嫌がらせ・性暴力実態調査及制度改革研究報告書・財団法人노동진·移住民放送MNTV・法務法人인평(인)によると、外国人女性移住労働者の約一〇%あまりが、何らかの形で性的暴力・性的嫌がらせ(セクシユアルハラスメント)を経験したことが明らかにされた。内訳としては、強姦及び身体接触が各々三五・五%を占め、飲み会など業務終了後の職場関係者による酒の強要およびセクシユアルハラスメントなどが二九%、露骨に売春を要求された例も一二・九%に達している。加害者は主に事業場の雇い主が八八・九%、管理者七七・八%、また同じ国から来た外国人男性労働者による被害を受けた割合も一六・七%にのぼることが確認された。

このような事実をうけて二〇一四年一〇月二三日の国会女性家族委員会で、外国人女性移住労働者の住居環境は非常に劣悪で、かつ性暴力及被害に無防備状態であることへの政策的な配慮が「人権」というレベルが必要であるとして、当時の与党ハンナラ党の所属議員で、韓国で最初に外国人移住女性として国選議員に選出されたJasmine Bacunay y Villanueva (Philippines 出身)が、国レベルでの政策的な改定案が必要であると発議し、改定案が出されたことがある。(医療健康新聞「Medical today : 메디칼투데이」女性外国人勤労者一〇人中一人の割合で性暴力などを経験。2014年10月23日号)

外国人労働者の労働環境に関する業務を行う「雇用労働部」は、零細企業及び事業場で働くうえで言葉の意思疎通に困難な言語弱者(外国人)及び、慣れない異国での事業場での勤務環境でのパワハラやセクシユアルハラスメントにさらされやすい外国人労働者に「職場内パワハラ及セクシユアルハラスメント予防パンフレット (leaflet published by the Employment Ministry)」を、主に外国人支援団体や事業場及び外国人就労支援関係機関または就労支援相談センターなどを通じて二万部配布したことがある。(二〇一四年一〇月二二日の報道資料)

二〇一四年(一月基準) 韓国で国際結婚による結婚移住者は一五・三四七名で、そのうち女性は一二八・六二二人で、八五・〇%に達している。婚姻による韓国籍帰化者(婚姻帰化者) 一〇〇・八〇九人のうち、九五%を女性が占める。二〇一二年度からは婚姻帰化者以外の国籍取得者(認知帰化者を含む) も多文化家族のカテゴリーに入ることになった。(多文化家族法とは、17カ条の本則及び附則からなる法律で、第1条の目的では、この法律は、多文化家族構成員が安定的に家族生活を営み、社会構成員としての役割と責任を果たすことがきでるように、彼らの生活の質の向上と社会統合に資することを目的とする。この法律は、多文化家族 구성원이 安定的인 가족 생활을 영위하고 사회 구성원으로서의 역할과 책임을 다할 수 있도록 함으로써 이들의 삶의 질 향상과 사회통합에 이바지함을 목적으로 한다.)

第2条定義では、1. “多文化家族”とは、次の各目のいずれかに該当する家族をいう。… 다문화가족 = 이란 다음 각 목의 어느 하나에 해당하는 가족을 말한다.

가. 「재한외국인 처우 기본법」 제2조제3호의 결혼 이민자와 「국적법」 제2조부터 제4조까지의 규정에 따라 대한민국 국적을 취득한 자로 이루어진 가족

「在韓外国人処遇基本法」第2条だ3号の結婚移民者と「国籍法」第2条から第4条までの規定に従って、大韓民国国籍を取得者からなる家族

나. 「국적법」 제3조 및 제4조에 따라 대한민국 국적을 취득한 자와 같은 법 제2조부터 제4조까지의 규정에 따라 대한민국 국적을 취득한 자로 이루어진 가족

「国籍法」第3条及び第4条により、大韓民国国籍を取得者と同法第2条から4条までの規定に従い、大韓民国国籍を取得者からなる家族  
2. 結婚移民者とは、多文化家族の構成員として、次の各目のいずれかに該当する者をいう。… 결혼 이민자 = 이란 다문화가족의 구성원으로서 다음 각 목의 어느 하나에 해당하는 자를 말한다.

가. 「在韓外国人処遇基本法」第2条第3号の結婚移民者… 「재한외국인 처우 기본법」 제2조제3호의 결혼 이민자  
나. 「国籍法」第4条によって帰化の許可を得た者… 「국적법」 제4조에 따라 귀화허가를 받은 자

3. “児童・青少年とは24歳以下の者をいう。… 아동・청소년 = 이란 24세 이하인 사람을 말한다.

(「多文化家族支援法改訂」二〇一二年四月四日改訂、二〇一一年一〇月五日施行) 법제처 / 国家法令情報センター

国籍別としては、韓国系中国人（中国朝鮮族）三四・九%、中国二四・二%、ベトナム一九%、フィリピン五・五%の順であった。

## 二) 結婚移民者（国際結婚）とビザ発給要件の強化問題

韓国法務部は、二〇一三年一月一日出入国管理法施行規則 第9条を改訂し、二〇一四年四月一日に全面施行した。これによると、国際結婚移民者を対象に基礎水準以上の韓国語を駆使できるかどうか、国際結婚移民者の安定的な定着のために配偶者が韓国で一定以上の所得水準と住居空間が確保できているのかなどを審査する。すなわち住居空間がないか、所得水準が一定の水準に達していない場合、婚姻ビザ発給は制限される。国際結婚移民者の招聘制度期間も五年以内一回とし（既存では二回まで）国際結婚移民者の国籍または永住資格を取得した場合でも、三年以内に他の外国人を結婚移民者として招聘することはできないようにした。

これは国際結婚ビザの発給要件を強化するという方向で、国際結婚制度（婚姻ビザ）を悪用する、またはそのような動きを事前に遮断するためという、趣旨としては合理性があると言えるが、具体的な妥当性を考慮しないうまま一律的にこのような基準を、すべての例に一方的に適用すれば、人間の最も根本的な尊厳を制限することになり、国際結婚移民者の人権侵害に繋がる可能性となりかねない。また人間の「幸福追求権」に違反するおそれもある。

仮に婚姻申告を行ったとしても、強化された要件によってビザ発給が拒否される場合が必然的に増えることになる。また、外国人配偶者の婚姻関係の事実が立証されても、経済的条件および韓国語能力によっては、韓国に入学できなくなるケースが発生するか、または既に婚姻関係を解消する方法が現実的に難しくなっており、事実上追加的な問題が次々と発生していくことになる。

例えば韓国の出入国管理法第24条（出入国管理法第24条「在留資格変更許可」①大韓民国に滞留する外国人は、その在留資格と異なる滞留資格で活動を行いたい場合は、事前に法務部長官の在留変更許可を得なければならない）によると、大韓民国に在留する外国人が婚姻する場合、法務部長官に婚姻ビザ（F・6）の変更申請が可能である。しかし法務部は、婚姻ビザとして変更申請を行う場合は、原則的に韓国国内でのビザ変更は不可能で、自分の出身国（本国）に出国した後、ビザの申請手続きをしないといけないようになっていた。既に韓国社会で生活の基盤をおく、また社会経済的に生活の継続や韓国国内での日常生活の根拠を有する外国人が、韓国人の配偶者と結婚する場合、このように生活の断絶と共に、長期間韓国を離れて、再度韓国に入国する為の時間と、入国許可のハードルを越えなければ、場合によっては韓国社会に入れなくなる

リスクを負えないといけない故の人権侵害の問題が絡んでいるといえる。

### 三) 婚姻ビザ変更の困難

韓国の出入国管理法 第24条<sup>8)</sup>によると、大韓民国に滞留する外国人が婚姻をする場合、法務部長官に婚姻関係ビザ(F・6)に変更する申請が可能である。しかし法務部は、婚姻ビザへの変更申請を行う場合、原則として韓国ではなく、本国(出身国)に出国した後、ビザ申請手続きを行うようにしてある。このような手続きに沿えば、実際すでに韓国社会で在留している外国人が、配偶者を迎え国際結婚をする場合、生活の基盤がある韓国での生活を一時的に断念し、韓国を離れなければならない。またその期間も長期にわたり、場合によっては再度韓国に入国さえできなくなることもあり得る。このような婚姻関係の変更及び査証申請の不便さやリスクは、すべて法制度の合理的な判断を欠いたもので、結局は外国人の人権を侵す可能性に対する事前方策が非常に乏しいものである。

### 四) 移住労働者の具体的な人権侵害の事例

二〇一四年二月韓国のアフリカ芸術博物館で働いていた移住労働者二人たちが、「私たちは獣ではない」と叫びながら、未払い賃金の支払いを要求したことを契機に、外国人支援団体が事業場を訪問、現場調査を行う過程で、移住労働者たちの劣悪な勤務環境や勤務条件及び人種差別などの総合的な人権侵害の問題が発覚した事件である<sup>9)</sup>。

アフリカ芸術博物館移住労働者たちは、Zimbabwe から公演芸術(興行)ビザで韓国に入国した人たちで、長らく劣悪な勤務条件のもとで労働を強いられ、例えば現場で怪我をしても、まともな治療も受けさせられず、真冬でもアフリカの原住民の服装のまま野外公演を強行させられたり、非人間的な待遇をうけた事実が明らかになった事件である。特に説明も理由もなく賃金を半分にカットし、男女七人をも一つの部屋に強制的に寝泊まりをさせたこと、外国人支援関係者が調査のため事業場の寝泊まり部屋を確認したところ、真冬にも暖房がなく、壁紙はネズミに食いちぎられた状態で、さらに部屋は韓国の床暖房システムのオンドルではあったが、部屋の床の中央部分が陥没し、穴が開いた屋根から雨水がたまった状況だったという、実に悲惨な住居環境であったことが明らかになった事件である<sup>10)</sup>。

### 三. 国家人権委員会

次に、そもそも韓国国家人権委員会はどのような組織であり、誕生から今日まで同委員会が、いかに外国人の人権侵害問題に関わってきたかを概観してみる。最後に国家権力から独立したはずの「韓国国家人権委員会」が、韓国社会における外国人の人権侵害についてどのような役割を果たしているか、いかなる課題を抱えているのかを明らかにしたい。

- 一) 設立過程
- 二) 国際社会における国家人権組織の形態
- 三) 外国人受け入れ政策の動向と国家人権委員会

#### 一) 設立過程

一九九一年パリで開かれた、「第一次国家人権組織 国際ワークショップ」に参加し、国際的な人権保障構築の理論的な経験をしてきたことが、のちに国家人権委員会を立ち上げる一つの背景になった。一九九三年ウィーン国連世界人権大会に参加した韓国の人権団体共同対策委員が、韓国政府に「国家人権委員会」の設置を要望したことがはじまりである。人権団体共同対策委員会によって、国際社会で論議されてきた「人権機構」の概念や必要性が、韓国社会において次第に浸透し広まったと言える。一九九六年二月、当時の大統領選挙公約として金大中が登場し、選挙公約に取り入れられた。

国家人権委員会ができるまで、韓国社会で人権侵害における解決手段は、主に韓国憲法に則した法的判断（裁判主義）に委ねられた歴史がある。このような社会的な仕組みは主に法務部を中心に、政策及び実務レベルで長い間構築されてきた。

当初、韓国の法務部は「国家人権委員会」の設置に非常に消極的であった。その理由としては、法務部を中心として法体系や組織を政府が統制しておきたいこと、さらに「国家人権委員会」という組織を法務部傘下に置きたいという政策的な思惑があったためである。

ところが金大中政権（第一五代大統領…一九九八年～二〇〇三年歴任）のもと、国政重点課題に含まれて本格的に政策論議され、設立に向け

て推進されたという経緯があり、法務部が初案を作った「国家人権委員会法案」が提出された。一方、在野を中心に市民運動活動家たちや七〇あまりの人権団体が一致団結して作った連合体組織が「正しい人権機構を実現するための民間団体共同対策委員会」である。

結局、当時の与党が発議した国家人権委員会法案が修正をへて、二〇〇一年四月三〇日に国家人権委員会法が国会を通過し、翌月に同法が制定・発効され、二〇〇一年一月二五日に正式に発足した。当初の法務部案の「国家人権委員会」を法務部傘下に置くという文言を削除し、かつ立法・司法・行政どこにも属しないという代案で国会審議を経た。これは市民たちからすべて支持された格好での国会通過ではなかったが、政府機関から独立した組織とする方向で国会で審議されたことには意味があると言えよう。

一（一）国家人権委員会の組織は、メンバー構成として委員長一名（委員から単数推薦で、大統領が委員長を指名する）と常任委員三名、非常任委員七名など計十一名（全員委員会決定構造）の構図である。社会の多様な側面と現実を考慮したという側面では、肯定的に考えられる人数だが、必ずしもこの数が妥当であるかどうかは疑問が残る。

大統領は大統領枠として四人を指名することができる。また国会からは、与野党推薦枠という名目で四人を選出する。最後に大法院長指名枠として三人を任命することができる。全員委員会は一人すべてが委員会への参加を義務付けられており、重大な人権侵害審議や人権政策の決定などが主な役割である。また常任委員というポジションには、下部委員会を指揮統制する機能があり、常任委員会は三〜五人による委員会を別途設置することも可能である。

一（二）組織として基本的な構図は、人権委員会は国家機関に所属しない無所属機構である。政府機関のメンバーは、身分としては基本的に公務員であり、最高法体系である憲法のカテゴリーに属する場合が一般的であるのに対し、「国家人権委員会」は立法・司法・行政から独立した政府機構である。

基本的に国家機構には、法律によって組織の運用や方針などが制約されるか、または牽制される性格を持つが、「国家人権委員会」はそのような拘束からは自由である。

しかし本来独立機構であれば、人事や予算も完全に中央政府から分離独立することが前提のはずであるが、「韓国国家人権委員会」の場合、組

織そのものは中央政府組織に属しないものの、予算と人事だけは政府に属す形態である。<sup>17)</sup>

「国家人権委員会」はソウルに本部があり、地方に四か所の支部を設置し、支部の人事は基本的にソウルの本部で選任する構図である。支部のメンバー構成は、地方で最初に開所した釜山支部の場合、所長一人を含め計八人で運営している。釜山支部の場合は離島であり、観光地として知られている済州道までが範囲である。大邱支部は釜山と同じく八人態勢で、光州および最後（二〇一四年一月一日）に支部ができた大田の場合、七人のメンバーで地域の人権問題に対応している。

一三三) 国家人権委員会には主な機能が三つある。

人権政策の要になる主な三つの機能とは、①調査と救済、②教育及び広報、③国内外の協力関係である。

①「調査と救済」は、国家人権委員会でも最も重要な機能である。「調査」とは、重大な人権侵害が行われた場合、専門の調査委員が人権侵害が行われた現場および加害者と被害者を、それぞれ独自の権限で真相究明し、その結果を「国家人権委員会」に報告した後、本部からしかるべき救済措置を確保実施することである。

調査に至るまでは、まず同委員会における相談が先決要件で、相談には有・無線を問わず、すべての通信媒体を用いて行われる。例えば固定電話をはじめ、インターネット<sup>18)</sup>及び書信（手紙など）による相談も受け付ける。相談窓口や相談で使われる言語は基本的に韓国語がメインであるが、外国人のため英語のほかに幾つかの言語を予定しているが、今のところ中国語・ロシア語・日本語・タイ語・ベトナム語ぐらいしかなく、その数は決して多いとは言えない。

②「教育と広報」の機能とは、国家人権委員会法第一九条で定めてある一〇の業務のなどで、要になる機能である。

本来国家人権委員会は、国際人権法の国内的な人権擁護理念の具現を確保する手段として登用したシステムである。したがって人権政策に関しては積極的に勧告することができる。例えば人権関連の法令や政策の運用や用語など、人権状況について理論的なカテゴリーから実際の生活のレベルまで、様々な形で意見表明や広報活動を行う。例えば教育現場で、人権に関する教育資料を配布したり、公務員を対象に人権研修を行うための研究活動、政府機関に人権関連報告書などを提出したり、政策づくりを要求または催促することができる。

人権教育の一環として、大学生を対象に人権をテーマにした論文大会などを開くこともある。これ以外にも海外の人権教育の研究資料や事例などを紹介する場合もある。実際、国家人権委員会のHPには「研究資料」という項目があり、同委員会が人権に関する様々な研究データ及び資料などを、誰でもいつでも閲覧できるようにしている。さらに言葉（多言語）に関しては、人権に絡む用語の解釈もあり、実に多様な形で、様々なプログラムを構築している。国家人権委員会の年間予算のうち、「教育と広報」に割り当てられる比率は、全体の予算の三〇％を占めている。

③ 「国内外からの協力」とは、人権をめぐる多様な立場や活動を行う個人または団体など協力して、基本的に「人権」を市民とともに発展させていくことが主な目的である。そのために海外における人権活動家や人権組織と交流しながら、互いの情報交換、人権政策や施策の動向などを地域や国別にモニタリングし、積極的に協力体制を構築しており、国際的なNGOなども緊密な関係を有している。具体的には「国家人権委員会」の職員や専門委員を、海外の人権機構に派遣することもある。さらに視察及び研修プログラムが採択されることもある。また国内的には外国人の人権を支援する組織や市民たちとともに、公聴会やシンポジウムを企画したり共催することもある。

このように韓国の「国家人権委員会」は、歴史は浅いがここ一〇数年の間、発展途上の段階ながら、試行錯誤を経て韓国の実情に根差した「国家人権委員会」をつくるため、様々な形でエネルギーを投入していると言えるだろう。そもそも韓国社会で人権を守る機構として、「韓国国家人権委員会」が誕生したことは、韓国の現代歴史の中でも画期的な出来事だった。しかし発展途上であるからこそ、課題が続出しているのも事実である。

政府権力機構から分離独立した組織であることを踏まえたうえで、国家人権委員会の憲法上の位相を、はっきり高める必要がある。他の国家機関は憲法に定めてある中央官庁として、各種の法律に基づいて拘束されている。しかし同委員会は、法的に曖昧な地位にあるため、他の政府機関と協調関係を結ぶのが難しいという局面がある。

一例をあげると情報の提示、確保の問題がある。法務部が有している外国人犯罪や強制退去に関するデータおよび政策について、「国家人権委員会」単独では、情報開示の要求を行うことはできない。ただし、重大な人権侵害があった場合のみ、調査の一環として協力を要請することは

可能ではある。

次に組織のメンバー構成問題がある。国家人権委員会発足以来、現在にいたるまで外国人の人権専門家が登用されたことは一度もない。筆者が過去に二度、同委員会を訪問（二〇一三年と二〇一五年）した際、同委員会の書記官と局長とのインタビューを通じて把握したのは、当初から外国人の人権専門家を受け入れる発想がなかったということだった<sup>18)</sup>。

最後に国家人権委員会は、「人権」に関して勧告を行う固有の機能がある。しかし国家人権委員会の、勧告をうけた他の政府機関や組織が、果たして同委員会からの勧告をどこまで受容し、実地的な政策に反映したかについてはいまだ不透明である。勧告の機能は有するとしても、勧告を受ける側が消極的であれば、国家人権委員会の本質的な機能には限界があるということになる。現在は勧告の実用性と専門性を、一層高めなくてはならない局面を迎えていると言えるだろう。

## 二 国際人権条約機構と韓国国家人権委員会

「条約機構」とは、国連の各種人権関連条約を土台にして設立される組織で、概ね人権問題に詳しい専門家たちによって構成され、かつ各々条約で定められている人権の遵守を監視する役割も果たすことになっている<sup>19)</sup>。

この組織はおよそ一〇名から二三名程度のメンバーで構成され、①それぞれの国と地域の「人権」に関係したアジェンダを、該当国家から提出される「国家報告書」にもとづいて審議し、その結果を、勧告（Recommendations）および最終見解（Concluding Observations）などとして表明すること。②条約に違反するような人権侵害が行われたという被害者が、国内的な救済措置にすべて試みた上で解決されなかった場合、該当人権委員会に陳情することができる、個人請願（または個人通報：individual communications）などがある。

国連の人権機構は、個人請願に対する見解（view）を通じて、当該国家による条約の違反について、独自のアナウンスを明らかにし、最終的には一般論評（General comments）を公式的に発表するようになっている。

このように韓国の国家人権委員会は、二〇〇一年発来、国連の人権検証システムによって毎年報告されることになり、二〇一四年には人権特別報告官によって、韓国の人権状況について、特に移住民にたちの人権状況について論評されたことがある。

二一〇 人権特別報告者による「韓国訪問報告書」の発表

マーガレット・セカツギヤ (Mrs. Margaret Sekagya) 国連人権特別報告官は、(special Rapporteur on the situation of human rights defenders) 二〇一四年一月に国連人権委員会に提出された公開報告書で、韓国における移住民の権利を守る支援者や移住民たちの人権侵害について、韓国政府及び韓国国家人権委員会が適切な措置や積極的なアクションを起こさないことに懸念を表わしたうえで、特に外国人の人権や擁護活動を行う個人及び団体の意思表示の自由・集会および結社の自由が規制されたり、不利な法規範を適用されたりすることに関して、韓国政府に書面で警告した。これに対して韓国国家人権委員会は、内外的に公式的なアナウンスを出すこともなく、国連から韓国国家人権委員会に対するレビューがあったことだけを国家人権委員会のHPに掲載したことで、国内から批判された経緯がある。

特にマーガレット・セカツギヤ国連特別人権報告官は、韓国において移住民及び外国人の人権を擁護する関係者の「韓国国家人権委員会」に対する信頼が失われつつあることを指摘しながら、韓国国家人権委員会が人権擁護の義務を果たすために、国民に信頼される組織であること、公正に人権監視活動を行うこと、かつ国から独立した組織であることが重要であり、そのための努力を果たすべきだと強調した。

また、彼女が作成した韓国における人権年間報告書及び韓国訪問リポートは、

- ① 韓国に滞在している間、韓国における人権擁護者活動家たちの社会的な環境が非常に悪く、特に二極化した状態で、積極的に外国人の人権を擁護するグループが存在する一方で、外国人に排他的な活動を行うグループや組織があることが印象的だったと明らかにしている。
- ② なぜこのような二極化現象が起きていくかについて、マーガレット・セカツギヤは、人権擁護者と国家機関の間に信頼不足があり、共に意思と表現の自由、平和な集会と結社など基本的な「人権」を規律する法体系や運用に重大な欠点があるということが原因であるという見解を表明した。
- ③ 韓国の国家安保と多文化主義政策の間の二律背反的な関係の中に、「人権」を積極的に擁護する環境と条件が確保し難い原因があると指摘した。
- ④ 人権擁護活動家たちや外国人の人権を考える市民たち及び利害関係者たちが協議し合うメカニズムの構築に、韓国の国家人権委員会が積極的に取り組む必要があることなどを詳細に指摘した。<sup>12)</sup>

UN人権理事会の定期セッションでは、市民たちまたは非政府組織として市民団体が国連経済社会理事会（ECOSOC）に参加して発言を行うことができる。国連経済社会理事会では、非政府組織（NGO）や民間団体や市民たちが、公式的に国連経済社会理事会に登録し、認定されると、「協議地位：Consultative Status」が付与される。「協議地位」が認められた、各々のNGOや民間組織（市民団体など）は、ECOSOC（United Nations Economic and social Council）の傘下団体の各種会議で、自分たちの関心分野（Themes that citizens and NGOs interested in）について、アピールする機会を得ることが可能だ。そもそも「協議的地位：Consultative Status、には「包括（一般）：General」「特別 special」「登録：Roster」という三つのカテゴリーに分けられていて、特別協議地位：Special Consultative Status、の場合、国連経済社会理事会に議題そのものを提案できる権限はないものの、ECOSOCに提案された議題に発言をすることが許されている。またECOSOC傘下組織で行われる各々の会議では、制限なしの発言が認められている。

「登録協議地位」：Roster Consultative status は、主に特定の専門分野に関して、国際機関である、「世界食糧農業機構：FAO（Food and Agriculture Organization of the United Nations）」、「世界保健機構：WHO（World Health Organization）」などの組織と緊密な関わりを持つ市民団体などに付与する地位である。最後に、「一般協議地位」：General Consultative status を付与された市民や非政府機構は、国連主催または国連会議や、その準備会議（予備会議）に参加し、意見を提示する資格を有する地位である。

このように協議地位説明がある場合、セッションの主題と関連した口頭発言が認められる。国連で韓国から参加者が発言を行ったことがあるが、主に政治的な（国家保安法撤廃の必要性）イシューや組合への弾圧及び国家情報院による情報操作や市民監視などの問題が発表されたものの、残念ながら多文化政策や移住者の人権状況についての報告は一つもなかった。

これとは対照的に韓国人権委員会の動きとしては、陳情の受付及び処理に関して、国家政策に反しているかどうかとは関係なく、公正に処理を行っており、障害者支援団体によって国家人権委員会が入っている建物の屋上を占拠しデモンストレーションを行った際、同委員会が非常口を閉め、送電を遮断したことについて、自分たちは政府が斡旋した建物を借りている立場なので、直接的な責任はないと主張した事例がある。この事例も国連で報告された<sup>13)</sup>。

## 二二 「駐ジュネーブ韓国代表部・国家人権委員会関係者との面談」

「大韓弁護士協会」に所属し、特に外国人人権に関心を持つ弁護士たちは、二〇一四年三月一〇日、国連人権理事会に出席するために訪れたジュネーブで「駐ジュネーブ韓国代表部」参事官と、さらに政務大使と面談した。韓国における「外国人人権」擁護者と関連したイベントがあるので、政府を代表して参加してほしいと「大韓弁護士協会」の名前で公式的に要請したにもかかわらず、不参加の意を表明したことに遺憾の意を伝えられた経緯がある。

結局、韓国政府関係者と当事者である「韓国国家人権委員会」は同委員会に対する国連人権委員会からの懸念や指摘について、「韓国国家人権委員会」の活動や同委員会が直面している現実や政治的な状況（南北関係など）などをあげて弁明に努め、外国人の人権侵害については同委員会をはじめ、韓国政府レベルで積極的に取り組んでいることを述べるにとどまった。<sup>14</sup>

## 三 「外国人受け入れ政策の動向と国家人権委員会」

二〇一三年九月三〇日を基準とすると、韓国社会に滞在している外国人登録者は一、五八四、五二四名で、現在の住民登録者（韓国人と外国人）<sup>26</sup>のうちおよそ三%を占める。このうち外国人移住者、主に労働者として短期就業可能な査証所持者は五四五、四一六名で、全体の三四・四%を占める。その中でも国際結婚移住者は一五〇、五七四名で、全体の九・五%（女性が約八五・六%）を占める。

韓国政府は女性の低出産・高齢化などによる人口構造の変化に伴う経済生産人口の減少により、今後は外国人人材の受け入れを避けては通れないという認識のもと、移民政策<sup>28</sup>の変化は不可避的な政策であるという立場である。外国人受け入れ政策に関しては、法務部を中心に論議しているが、韓国国家人権委員会が積極的にこれに対応する政策をたてているとは見られない。

例えば外国人受け入れ政策と、多文化政策関連政策に用いられる用語に関して、韓国の法務部は公式的には「移民」という用語を使わないが、市民レベルでは外国人を支援する団体やNGOにおいて、「移民」という言葉を使用している現実がある。学会などでも普通に「移民」という用語が用いられている。さらに女性家族部では、正式に使用している「多文化家庭」および「多文化家族」、「結婚移住民」に「国際結婚移民者又は移住者」などを混用し、政策用語として使っている。しかしこれらの用語は概念的、また政策の現実<sup>29</sup>に合致していない。

法務部をはじめ韓国政府の公式的な立場は、韓国は単純労働移民を受け入れる国ではないとするものである。これに対して、政府に対する勧告の権限を有している「国家人権委員会」は、組織ができてから今に至るまで、一度も政策用語については正や解釈の限界を表明したことがない。「移民者」の人権と「移住者」の人権が意味するものは、言葉の意味として全く違うからである。以下の表は外国人受け入れ政策の流れと、国家人権委員会の関係を簡略にまとめたものである。

そもそも韓国社会において本格的に、外国人が集団で労働戦力として参入するようになったのは、一九九一年一〇月にできた「海外企業研修制度の拡大」という政策である。当時韓国の財閥を中心に、企業団体によって政府に外国人労働者を積極的に受け入れてほしいという要望をうけ、それに国が答える形で「海外投資企業研修制度」を拡大したというのが実情である。しかしこの段階では、経済界も政府関係者も外国人をいつ、どれぐらいの規模で受け入れるかには関心がなく、実際に韓国社会に流入してくる外国人の「人権」については、全くといっていいほど無関心であった。このような流れをうけて、一九九三年一月には「団体推薦形」産業研修生制度の開始が始まったが、これは主に中小企業生産現場（従業人三〇〇人以下の中小企業まで拡大された対象）に、外国人労働力を投入するのが目的だった。それまでは大企業に雇用された、外国人労働者の労働環境や勤務条件についても、企業側の努力や組合の労働環境チェックなど、それなりに一定の働きがあったため、賃金の未払いや勤務条件のごまかしなどの大きな問題が、社会的に大きく取り上げられるような状況ではなかった。（事業体規模別海外投資企業研修生の雇用実態をみると、一〇〇〇〜二九九人規模の事業体が、全体の二七・九％として一番多くその次が、三〇〇〜四九九人規模

外国人受け入れ政策の動向と国家人権委員会の関係

区分	1980年代	国家人権委員会	1990年代	国家人権委員会	2000年～現在	国家人権委員会
歴史	80年代末高度経済成長に伴い人材難	不在 人権意識高まる	91, UN 加入・97 IMF 経済危機	不在 主に平和活動 NGO 33	社会統合政策の一環として、外国人受け入れ政策を多様化する（多文化政策）	2001年国家人権委員会設立 移住民支援 NGO の数は 33 に及ぶ
社会	不法就業外国人労働者導入の必要性が台頭 88年北方政策	市民運動レベルでも外国人権意識不在	外国人受け入れ政策樹立に関する審議	人権運動活発・選挙公約	2000年産業就業制度・先端技術外国人材積極誘致戦略	はじめは、市民運動出身又は法律専門家及び人権活動家らによって、積極的に国家人権委員会に賛同・参加する
経済	80年民主化運動・88年オリンピック移住送出国から流入国に変貌		91, 海外投資企業研修生制度・93 外国人産業研修生・97 海外移住法など	国際社会に韓国の人権状況や政策不在を積極的に発信	04年雇用許可制と並行・06年結婚移住者家族の社会統合・07訪問就業制・在韓外国人処遇法など	2012年は国家人権機構評価等級で、A 評価をうけるものの、現在は評価保留という状況（予算・人員・政策の後退などが原因）

(一四・二%)、五〇〇〜九九九人規模及び一〇〇〜二九人の規模はそれぞれ一〇・三%、一〇・一%であった。規模だけみると、外国人労働者(海外投資企業研修生)を雇った業界は、主に大手企業だったことがわかる。)

しかし「団体推薦型」産業研修生制度が定着すると、零細企業や町工場の現場で、人権侵害になるような様々な問題が生じ始めた。実際、この時期から民間の人権相談に訪れる外国人労働者が急増している。<sup>29)</sup>

一九九七年六月には「外国人土地法」が制定された。これは同年のIMF…国際経済通貨危機によって、政府レベルでこれからは外資と人的資本を積極的に受け入れるべきだとの認識が高まり、それが直ちに「外国人土地法」に繋がったものである。しかしこれは平たく解釈すると、金持ち、つまり経済力がある人には韓国に入る投資するハードルを低くし、単純労働者に対してはビザを制限したり、査証の発給基準を厳格にするという意味になる。すなわち経済的な価値観で、韓国への外国人入国を判断し、これを政策的に行うということである。当然このような政策に対し、外国人を支援する市民の間で、金で外国人を選別し、差別するな、という差別反対運動が活発になった。

一九九九年四月には「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」が制定され、やがて二〇〇〇年四月には研修就業制度が始まった。この時期になると、外国人を支援する民間のNGO登録数が急増し、地域的にも全国に広がる模様となった。

二〇〇二年二月になると「海外技術人力誘致支援」政策として、政府は主に高度なIT産業・先端科学分野における高度な人材を確保することに力を入れ始めた。しかし当初想定していた、高度なスキルを持つ外国人はそれほど集まらなかった。

「海外投資企業研修生の事業体規模別割合」(単位：名，%)

	全 体		男 性		女 性	
	人数(名)	構成比(%)	人数	構成比	人数	構成比
5人未満	616	3.7	339	4.1	277	3.3
5～9	364	2.2	174	2.1	190	2.2
10～29	1,696	10.1	960	11.6	736	8.6
30～49	1,524	9.1	872	10.5	652	7.7
50～69	1,038	6.2	623	7.5	415	4.9
70～99	1,201	7.2	722	8.7	479	5.6
100～299	4,690	27.9	2,247	27.2	2,443	28.7
300～499	2,383	14.2	822	9.9	1,561	18.3
500～999	1,732	10.3	646	7.8	1,086	12.8
1000人以上	1,077	6.4	483	5.8	594	7.0
建設工事	461	2.7	381	4.6	80	0.9
全体	16,782	100.0	8,269	100.0	8,513	100.0

「海外投資研修生制度の実態と改善方案：韓国労働研究院 政策研究論文 2005. 第5巻だ3号PP63～95、P11から」

た。この政策が事実上失敗に終わる二〇〇四年八月頃、韓国の外国人受け入れ政策の目玉ともいえるべき「雇用許可制施行」が導入された。

この時期になって、初めて韓国国家人権委員会は法務部などと政策論議をするようになった。しかし政策は既に実行段階であったため、国家人権委員会が果たした役割は「雇用許可制」において、雇用期間の間は家族の同伴を認めないという文言を一部修正する程度で、きわめて弱いレベルの政策勧告を行うにとどまったのである。

韓国政府は二〇〇五年八月、外国人に地方参政権を付与するという画期的な措置を取った。これは多文化主義政策の一環として、先に定着した「雇用許可制」とならんで、内外的に大きな意味がある政策である。この流れを受けて二〇〇六年一月、初めて「第一回外国人政策会議」が開かれた。この会議を重ねるうちに、産業研修及び研修就業制度の弊害が論議された末、二〇〇七年一月には「産業研修」と「研修就業制度」が廃止されることになった。この後二〇〇七年三月、訪問就業制が施行され、翌年五月には「在韓外国人処遇基本法」が制定された。そして「多文化家族支援法」が制定された二〇〇八年三月には、「社会統合プログラム履修生」が導入された。これは韓国政府が「多文化政策」から「多文化統合政策」へと政策転換したことを意味した。このような過程の中で韓国国家人権委員会は二〇〇二年度から、外国人の人権侵害問題に取り組むようになった。

同委員会で実際に外国人に対する人権侵害の実態を調査したのは二〇〇二年二月である。しかしこの時の実態調査は、外国人人権問題を考える市民団体やNGOと連携し、調査に乗り出したというのが実態である。すなわち、まだ独自の実態調査を行う態勢はととのわず、まだ試行錯誤の段階であった。

また、国家人権委員会が政策レベルで「外国人人権侵害問題」を政策課題として取り上げたのは、同委員会一三年の歴史の中でわずか三回しかない。<sup>30)</sup>

#### 四、外国人の人権侵害問題における民間領域と国家人権委員会

一) 「相談と陳情」

二) 「救済と解決」

韓国社会で外国人の人権侵害問題が顕在化するようになったのは、時期としては一九八〇年代であり、数として増えたのは一九九〇年代初めである。この時期の韓国社会は社会的にも経済的にも、大きく変貌する時期であった。外国人受け入れ政策が政府レベルで多様な見地から審議されているなか、社会の实情としては多くの外国人が主に現場労働者として働き、賃金差別をはじめ人格が否定されるほどの問題が増えているのも事実である。また一般社会において、出身地による差別や文化的な要因からくる差別も多かった。これらの問題に対して韓国政府は、政策レベルでは問題解決につながるような人権政策は打ち出さないうまま、主に市民レベルで外国人の人権侵害の相談、陳情などが行われていた経緯がある。むしろ外国人による相談は、後を絶たないほど多かった。

国家人権委員会ができるまでは、外国人の人権侵害の相談は民間主導であった。外国人・内国人（韓国人）を問わず、「人権侵害」の相談と陳情は件数だけでなく、いつ、誰にその問題が起因するのかに関する公式的な記録は、民間レベルでは把握できない状態であった。

一九八〇年代、主に「外国人労働者人権を考える会」・「韓国移住労働者人権センター」・「外国人移住労働者対策協議会」など、外国人人権問題に関わる団体が活発に相談と陳情を受け、解決方法として市民運動家たちと連携し、警察に相談しては告訴するパターンが主流となった。これに対して、国家人権委員会が外国人人権侵害相談を開始したのは二〇〇六年からである。<sup>(31)</sup>（表六〇八；特に二〇一三年一月〜八月、一四年一月〜八月、同委員会の処理状況は表七の通りである）

以下は「韓国国家人権委員会」に寄せられた人権侵害相談と陳情の一事例である。

#### 移住民人権一般（人権侵害・相談及陳情）

2006.8.21 「三清教育被害者名誉回復及び補償審議に関する法律」の改定案に対する勧告事例

（台湾籍及び中国国籍の2人の外国人被害者が、出身国を理由とする被害の補償を政府に拒否され、国家人権委員会に陳情したケースである。憲法第10条及び11条1項、「市民的及び政治的権利に関する国際条約」第9条に照らして検討し、さらに三清教育補償法第1条・2条、（三清教育隊, Samcheong Camp, Samcheong Camp, 第4共和国末期1980年8月から翌年1月まで、韓国の軍隊施設などに品位不良・犯罪者・ホームリス・暴力団員などを男女関係なく、検察及警察と憲兵などによって、A〜Dまでの4等級審査を行い、裁判無しに39,742名が強制受容された。当時「国家保衛非常対策委員会（略呼：国保委）」委員長だった「全斗煥」によって、三清教育5号に従って行われた、国

家権力による代表的な「人権侵害：Human rights abuse」であった。後に第6共和国では、公式的に三清教育隊は、「強制受容所」であったと認めた経緯がある。具体的には1988年11月26日盧泰愚（第13代大統領1988～1993）が、「光州民主化運動」・「公職者解雇」と一緒に三清教育隊の被害者の名誉回復と補償問題を解決すると明言する。しかし、実際は名誉回復も真相究明や補償などが行われなかったことに、被害者たち500人あまりが、国を相手に集団訴訟を行ったものの1996年韓国の大法院で敗訴したが、2001年7月に、大法院で、三清教育隊被害者に適切な補償及び名誉回復が実現されなければならないという判決を下す。これによって、韓国国家人権委員会は、「光州民主化運動」・「済州43事件」と同じく、三清教育隊被害者にも同様に「特別法」を制定し、真相究明及び名誉回復と補償が国家レベルで行う必要があるということをし、当時の国防長官と国会議長にそれぞれ政策勧告を実施した。以後、2003年12月29日に、「三清教育隊被害者の名誉回復及真相究明と補償に関する法律」が、第16代国会会議で、在籍議員206人のなか、反対2票、棄権11票、賛成193票によって、国会で法案が通り、翌年1月29日に制定され、04年7月30日に正式に施行された法律である。）

第1条（目的）この法律は三清教育と関連し、被害を受けた者、又は遺族に対して名誉回復に必要な措置と、実質的な補償を行うことにより、被害者の生活安定をはかり、人権と国民の総合理解に寄与することを目的とする

第2条（定義）この法律で使用する用語は次のようである。

1. 三清教育とは、1980年8月4日法律第69号戒厳法第13条の規定により、宣言された戒厳宣言第13号によって、実施された純化教育・勤労奉仕又は、法律第3286号社会保護法附則第5条の規定により実施された保護監保をいう。

2. 「三清教育被害者」被害者とは、次の各目1に該当する者をいう。

- 1) 三清教育によって、死亡したか行方不明になった者
- 2) 三清教育によって傷痕（大統領令で定める病気などを含む。以下同じ）をうけ、その後遺症によって死亡した者。
- 3) 遺族とは、三清教育被害者（以下「被害者」とする）として死亡したか、死亡したと認定された民法による財産相続人をいう。但し、行方不明された者の場合、その人が行方不明された当時の民法により、財産相続者になれる者を遺族としてみる。

法制処 (<https://namu.wiki>)

在外同胞の出入国と法的地位に関する法律第2条、16条を参考にした結果、被害者が外国人であっても（憲法の基本権主体は国民と表現し

ているが)、解釈上国民と類似した社会的地位にある場合、人間の尊厳と価値および幸福追求権は外国人にも及ぶという憲法裁判所の解釈を尊重すべきであり、従って外国人人権問題は、憲法第11条の平等権、第1項の身体の自由など、幅広く法の解釈を外国人に適用すべきとした勧告決定例である。(2006年8月21日、国家人権委員会全員委員会)

「2011. 2. 14」「人種差別撤廃協約」第15次・16次統合政府包括報告書に関する意見表明事例

(韓国外交通商部が「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」人種差別撤廃条約又は協約」第9条により、2005年と2009年同条約の移行状況に関する韓国政府報告書を作成し、これに対する国家人権委員会の意見照会を要請された事案。すなわち2009年韓国のバス車内で韓国人が外国人に対して人種差別的な発言をした事件に対し有罪を判定した仁川地方裁判所の決定に、追加解釈と記述が必要であると表明した。「人種差別」に起因する犯罪を放置せず、積極的に差別を煽動および宣伝する行為に対し、韓国の「刑法」第307条・第311条規定によって名誉棄損罪・冒瀆罪を適用し、特定の個人の名誉を保護することによって、韓国政府が人種差別に積極的に取り組んでいるという側面憎悪に対して社会に警鐘を鳴らすという意味で、法理で明示することによって、韓国政府が人種差別に積極的に取り組んでいるという側面を盛り込んだ報告書をまとめるべきだという、意味を表明したケースである。例えば政府報告書に含まれた“pure blood”と“mixed bloods”という表記は、非常に憂慮すべき表現であり、この用語が持つ社会的な波及力は、人種優越主義思想が韓国社会に深く蔓延している可能性が高いことを指摘した。

以上のように、<sup>6</sup>国家人権委員会<sup>6</sup>は、外国人に不利な法律や言葉について、独自の「見解」と「解釈」に基づき、措置として政策の改訂「勧告」や「解釈の指摘」などを行う措置を取る場合がある。

## 二) 「救済と解決」

未登録移住者の児童に対する人権侵害事件が、二〇一二年一〇月に起きた。民間レベルでその情報を把握し、直ちに国家人権委員会に報告され、救済に至った事例で、以下がその概要である。

二〇一二年一月一日、モンゴルから来た学生に、韓国人の青少年たちが「モンゴル野郎」という野次と暴言を放ち、体当たりの喧嘩が発生して警察が出勤した。警察は直ぐにモンゴル人の学生を確保、調査したが、その過程で通訳をつとめたモンゴル人学生（少年である）に滞留資格がないことが判明した。この情報を受けた民間の外国人支援者たちは、通訳の学生は通訳が終わった以上は家に帰すべきだと主張したが無視され、警察はその学生を交番に留置した。外国人支援者と弁護士は、警察に何度も不当待遇を訴えたが、警察からの返答は「出入国管理記録」がないため留置は仕方ないと一点張りだった。

これに対して弁護士は、警察の措置は不当な逮捕・拘禁に該当し、強制退去措置並びに保護命令を一方的に出したのは、学生の特殊性を無視した措置であり、成人と同じく保護所に拘禁し、かつ家族と接触する権利をも剥奪したことは人権侵害と訴えた。

学生に出国を命じ、空港に移動する道中も彼に手錠をかけていたことは、明らかな公権力の濫用と主張した。<sup>28)</sup>結局、移住者の学生はひとり強制退去となり、帰国したのち母国の学校に通うものの、不適応により学業中断に至ったケースである。（モンゴル語の文字を七〇%以上も理解できていない状態だった）

この問題は典型的な外国人人権侵害であるが、初期対応の場合、民間レベルで相談をうけ、専門家（弁護士）に陳情した結果、国家人権委員会が対応したケースである。

国家人権委員会は、国家権力機関の虚偽事実（保証金の虚偽案内及び被害者の教育事情を考慮しなかった点、子供の国際権利規約に違反した点）をあげ、国家権力の不当な介入があったことを取り上げた上、憲法が定める「人間の尊厳」に反した行為であり、父母と引き離され単独で強制退去させられたことは明らかな不法行為という見解を法務部に表明し、出入国管理局に対して、このような事例が発生しないような対策をたてるよう勧告したが、結果として救済と解決には至らなかったケースである。

おわりに

## 国家人権委員会の今後の課題について

### 一 予算の問題

国家人権機構の誕生、人権委員会の設立は、韓国の民主化の歴史においても象徴的な出来事であったと言える。発足してから二〇年も経っていない歴史のなかで、次第に市民社会が期待する役割「国家人権委員会」が果たしてきたことは非常に重要である。しかし同委員会が、国家権力から完全に分離した機構であるかどうかについては幾つか疑問符がつく。

同委員会の予算は自力では集められない構造になっているため、多様な人権問題に詳しい専門家を確保するのに限界があるのも事実である。毎年同委員会の予算は、例えば二〇一三年から二〇一五年まで、ほとんど増えていない<sup>33)</sup>。また、予算の大半がソウルにある同委員会の賃料と職員の人件費に充てられている実情がある。予算と自立性確保の問題は、政府の政策意志次第では解決可能である。例えば米軍事施設に対しては、韓国政府は無償で土地や建物を提供している。軍関連予算に関しても人件費などは、別途予算を計上する場合もある。

「韓国国家人権委員会」は韓国の民主化の産物でもあり、これからも韓国市民社会に大きな役割をはたさなければならない。それらを勘案して韓国の中央政府が、ソウルをはじめ四つの地方委員会の支部に、無償で土地と建物を提供または長期にわたって無償で貸与することも、一つの政策として考慮されるべきである。

### 二 「多様な専門家不在」

韓国国家人権委員会は設立当時から現在まで、歴代委員長を含めすべて特定の分野に詳しい人である<sup>34)</sup>。また職員の仕事は基本的に公務員である。職員採用システムとして、外部からの登用は原則的に認められていない。例外的に「非常勤」という名目で特別採用枠もあるが、これも定期的に行われる人材獲得ではなく、必要に応じてその都度公開募集をかけて抜擢する方式である。

前述の「バリ原則」では、多様な立場にある民間と政府が協力し「国家人権機構」を立ち上げることになっているが、「韓国国家人権委員会」

は発足以来、一度も多様な経験と知識を有している民間の人材を採用したことがなく、市民運動に携わった人物を「非常勤職」として、任期付きで雇ったケースがもつとも多い。すなわち正規職として、安定的に人権問題に取り組むできる人材の確保に対して、非常に消極的であるといえる。さらに多様な見地での人権問題専門家には「外国人専門家」も含まれるが、なぜか同委員会では一度も外国人人材を招聘、または雇うという試みはなかった。このように社会の多様性を取り入れながら、様々な社会的な経験と知識や出身を問わず人材を確保するという趣旨に反しているかのように、同委員会は法律専門家一色のメンバー構成であり、外国人の専門家がいないことは、現在も大きな課題として抱えている。

国によっては国籍や肌色と関係なく、外国人を積極的に採用する事例がある。例えばデンマークの人権委員会 (The Danish Institute for Human Rights) では、理事会で宗教・性別や出身地などは考慮せず、外国人を理事のメンバーとして登用している。このように韓国の「国家人権委員会」も、多様な人材登用システムを国内人に限らず門戸を開くべきである。

韓国は現在国連で定められている一〇個あまりの国際人権条約のうち、七個の条約<sup>35)</sup>に加入しているが、それらの条約で求められている「人権」に関するすべての諸権利が、実際にどれほど韓国社会で尊重されているかについて、同委員会の積極的な見解は表明されていない。

また韓国の国家人権委員会の歴代委員長がすべて男性だったことは、果たして社会の多様性が本当に実現されているのかという、基本的な疑問を抱かせるものである。

特に、外国人専門家が一人も抜擢されなかったことは大きな問題として国際社会から指摘された結果、韓国国家人権委員会は二〇一二年を最後に、国際人権機関から等級判定を保留されるといって、非常に憂慮すべき事態に陥った。

一九八七年の民主化闘争以後、急激に進んだ民主主義に対する韓国国民の期待と、中央政府の間に労働力不足という経済的不安要素が働き、外国人を受け入れる政策の動力となったものの、韓国社会における多文化社会政策がまだ定着していない時期、外国人の人権侵害の問題が続出したこと、これに対して韓国国家人権委員会は発足当初、人権救済の対象として内国人(韓国人)の人権救済に政策が集中し、外国人の人権専門家を視野に入れた政策決定構造には、きわめて意識が消極的だった。決して長くない歴史の中で、韓国国家人権委員会は、まさに試行錯誤を繰り返してきたと言える。

以上のように、国家人権委員会はいくつかの課題を抱えている。これから建設的に「組織」として、国家機構に縛られない自由なポジションで、外国人の人権侵害問題に対して体系的、政策的に対処することができるなら、本当の多文化社会が具現化される可能性があるといえる。

注

- (1) ここでいう「権利侵害」というのは、韓国刑法における法利益侵害と憲法に定められている第6条及び第2章「国民の権利と義務」の侵害を指す。
- (2) 韓国憲法裁判所二〇一四年度憲法訴訟の請求原因に関する統計では、二〇一一年一月一日から二〇一六年一月一日までの月別憲法訴訟受付件数は一七〇件で、二〇一四年だけの憲法訴訟の年間件数は一九六九件であるが、外国人の人権に絡む憲法訴訟はたった二件に過ぎなかった。その二つの訴訟は、憲法裁判所の裁判委員全員参加合意裁判で審理された。一つ目は、「国籍法第5条第3号」に関して、憲法に違反していないのかという訴願で、中身としては、韓国内に住所があるかな以下の要件を満たす第5条第1号、第2号、または第4号の要件を揃わなくても、韓国への帰化申請は可能かという訴訟で、結果は合意判決だった。二つ目の判例は、「外国人労働者の平等に関する法律第13条、第3項等に係る違憲確認訴訟」で、内容として、外国人労働者の基本的な勤労の主体性は認められるか、勤労の平等権の認定、雇用契約終了による本国への帰国後一四日以内に支払られる、出国満期保険金満額支給要件が、第8条第1項で定められている、退職金より少なかった場合の外国人労働者の出国満期日で定めてある権利に違反していないのかという争いで、韓国憲法裁判所は全員合意という判決で、訴えそのものを棄却処分にした。
- (3) 韓国人権財団刊 二〇一六年二月三〇日 著者 이성훈 김중섭 노현우 나혜수 외.
- (4) 二〇〇七年から二〇一六年まで、韓国憲法裁判所で、外国人に関する違憲・平等権を含む訴訟件数は七二二件であり、憲法裁判官全員参加及び全員合意判決だけでもこの期間に判例がだされたのは一〇件である。また二〇一六年には、韓国憲法裁判所の政策用役研究の一環として、韓国公法学会に依頼研究論文『外国人憲法的地位及権利保障の為の比較法的研究』외국인의 헌법적 지위 및 보장을 위한 비교법적 연구<sup>1)</sup>がある。
- (5) 『Human Rights Law』第1章：人權法の基礎 P.28 Hanul Academy<sup>1)</sup> 2011
- (6) 『국가인권기구의 국제적 발전과 한국적 대안』：国家人権機構の国際的発展と韓国的対案（ソウル大学 大学院 修士学位論文、P.13）조영진 2002年
- (19) 国家人権機構の論議が国連で、最初に始まったのは、「世界人権宣言」が国連総会で宣言される二年前の一九四六年、「経済社会理事会（ECOSOC）」の、第二次会期であった。 ECOSOC resolution/29021 June 1946, sect.5.
- (20) UN doc:ST/HR/SER.A/2and add.1. (GA res.33/46, 14.Dec.1978)
- (21) Choudhury 『국가인권기구의 국제적 발전과 한국적 대안』：国家人権機構の国際的 発展と韓国的対案』, P.24 ~ 25
- (22) 『国家人権機構の地位に関する原則 (Principles relating to the status of National Institutions : Paris Principles)』↓ 一九九二年国連人権委員会が認められる。翌年UN総会で批准されることになり、やがてこの原則は、今日において、人権関連国家機構の設置に関する普遍的な基本原則になっている。
- (23) 人権調停機構（通称：調停委員会）『International Coordinating Committee of National Institutions for the Promotion Protection of Human Rights:ICC』(ICC)には大陸別にそれぞれのメンバー国がぞくして、総一六の組織がある。主な等級審査基準としては、A級（パリ原則に最も符合した人権機構である場合）、A（R）級（パリ原則には符合しているものの、未提出の書類などがある場合）、B級（パリ原則には及ばず、または資料不足ケース）、最後に、パリ原則と違う、または全く符合しない場合、C級判定を受ける。これ以外にそもそも等級審査の対象にならない場合もある。（等級審査保留）
- (24) 二〇〇五年基準として、アジア・太平洋地域の国が一九カ国、アフリカ地域で二七カ国、米州地域で二五カ国、ヨーロッパ地域で三九カ国であった。『世界主要国家人権機構現況集』（二〇〇五）、P.97~101. 参照

- (25) Mauritania の場合、裁判所命令「Germany」は、設立と活動に関する法律は不在。根拠法不在の私立機関。しかし予算と人面で不利益を受けたことはない。
- (26) 韓国出入国管理局第31条（外国人登録、外国人は入国した日から90日を超過し、大韓民国に滞留する場合、大統領令で定めたことにより、入国日から90日以内に、その滞留者を管轄する事務所長に、外国人登録をしなければならぬ）。
- (27) E・1からE・10、H・2…訪問就業査証。
- (28) 韓国法務部は、「移民」という用語を公式的に使うが、韓国は移民国家ではない。
- (6) 『국가인권위원회의 국제적 발전과 한국적 대안』 国家人権機構の国際的發展と韓国的対案（ソウル大学 大学院 修士学位論文、P.13）조영환 2002年
- (7) 第9条5（結婚同居目的の査証発給基準など）①第9条の四頁により、結婚目的の査証発給申請を受けた在外公館の長は、婚姻の事実及普通の結婚生活の可能性可否を判断する為に、第9条の2各々号（第5号は除外）以外にも査証発給を申請した外国人と、その招聘者について、次の各々の号要件を審査確認を行うことができる。但し、招聘者と被招聘人の間に子女がいる場合などは、法務部長官が定めた境遇に該当した場合、次の各々の要件の一部につき、審査を免除する。
- 1) 交際経緯及び婚姻意思の確認
  - 2) 該当国法令による婚姻成立しているかどうか
  - 3) 招聘者が最近5年以内に他の配偶者を招聘し事実があるかどうか
  - 4) 招聘者が国民基礎生活保障法（日本では生活保障法に当たる）第6条の最低生計費を考慮し、法務部長官が定めて毎年告示する所得要件を満たしているかどうか
  - 5) 健康状態及犯罪経歴情報などの総合情報提供
  - 6) 被招聘者が基礎以上の韓国語駆使が可能かどうか、この場合、具体的な審査、確認基準は法務部長官が定めて告示する
  - 7) 夫婦が共に持続的に居住できる普通の住居空間確保ができるかどうか、この場合ネット部屋、ラブホテル（モテル）ビニールハウスなど、一般的に夫婦が継続的に居住できる場所としてみなされ難い空間は、普通の住居空間が確保されたと認定しないことにする
  - 8) 招聘者が国籍法第6条第2頁、又は第2号により国籍を取得したか、永住別表1・28の3、永住（F・5）4（ナ）貢目に従い永住資格を取得し、3年が経過したかどうか
- (8) 出入国管理法第24条（滞留資格変更許可）①大韓民国に滞留する外国人のその在留資格と、他の在留資格に該当する活動を行いたい場合は、前もって法務部長官滞留資格変更許可を受けなければならない。
- (9) 中央ニュース（조영환）『피해노동자를 후원하는 포천 아프리카 예술박물관』（被害労働者を愚弄する抱川アフリカ芸術博物館）、二〇一四、三、二六
- (10) <https://son.net/5674> 現代版 アフリカ奴隷たち、二〇一四、二、一一
- (15) 当時韓国側の民間メンバーのうち、以下の四人によって、初めて国家人権委員会設立のアイデアが提起された。
- 최정배（金正培） 第五七代韓国法務部長官歴任、第一五代、第二〇代国会議員。
- 남건선（南奎善） 民主化家族協議会全代表、現在は総務。
- 조영환（趙英煥） 第三代韓国国家人権委員会委員長歴任、韓国で最初の特別検事を歴任。
- 이대훈（李大薰） は前市民運動家で、現在は韓国聖公教会大学のNGO大学院研究教員。
- (16) 파리原則…一九九二年国連人権委員会を経て、一九九三年国連総会で採択された準則である。『The first International workshop on National Institutions for the Promotion and Protection of Human rights: Paris Principles - Principles relating to the Status of National Institutions.』
- (17) 二〇一四年国家人権委員会予算：二四一億（一三年より一・九％上昇）このうち人権費が一七億（職員：一九一名）賃貸料凡そ四〇億。（国家人権委員会広報協力）

政策教育局資料から)

Min. Human Lit.

(18) 二〇一三年八月二十七日火曜日「国家人権委員会書記官」박경준 二〇一五年二月一九日木曜日「国家人権委員会局長김성민」とのインタビュー。

Min. Science Lit.

(11) 大韓弁護士協会『2012年度人權報告書』, P.31-8

(12) 全体の報告文は、国連人權最高代表事務所 Human Rights Council Extranet (Human Right Council Extranet) で確認することが可能だ。Home/HRC Session/Regular Session/25th session/Oral statements 中二〇一四年三月一〇日第一次會議の開会發言 (Opening remarks) なか Special Rapporteur on the situation of human rights defenders, Mrs. Margaret 部分

(13) 第一次国家人権機構 (National Human Rights Institutions) 部分で、韓国国家人権委員会 (NHRC Korea) について、確認可能

(14) 『2014人權報告書』, P.464, 大韓弁護士協会, 二〇一五年, 二一七

(29) 사단법인 안산이주민센터 / (社団法人) 安山移住民センターは一九九四年一〇月にNGOとして設立されるが、実は一九九一年から外国人のための生活相談を行った経緯があり、特に九三年には、月に相談に来た外国人の数が毎月一〇〇人ものほほど外国人相談者が急増した事実がある。

(30) 二〇〇二年国家人権委員会における重点課題二九項目の内、「国内居住外国人労働者人権実態調査」全北大学社会科学研究所「委託研究調査したのが最初の外国人人権状況政策課題であった。二回目は、二〇〇五年一七項目の政策課題のなか、「外国人分野NAP樹立に関する政策研究」韓国調査研究学会」三回目は、二〇一〇年七月、「移住労働者の児童教育権に関する実態調査」外国人移住労働者協議会」である。

(31) 国家人権委員会における外国人人権侵害相談及び陳情に関する数量統計は、個別に集計した統計を算出していない。これは現在も続いている。外国人人権侵害の相談や陳情は、一般の人権相談及び陳情のカテゴリーとして集計されている。但し「移住人権分野決定例集」という「移住人権一般」として取り扱われているが、これも集計は入っていない。

(32) 出入国管理公務員は、被保護外国人が逃亡及び逃走する場合、出入国管理公務員の職務執行を、正当な事由無しに、拒否又は忌避さらに妨害・自殺・自害・暴行の危険がある場合、保護施設の秩序維持又は強制退去の為に、或いは保送などを理由に必要な場合だけ手錠をかけられる。(出入国管理法第56条の4第1項及び第4項、外国人保護規則第43条、第2項)

(33) 二〇一三年から二〇一五年までの予算執行内訳 (単位: 一〇〇万ウォン)

区分	計	人件費	経費 (賃料含)
二〇一三年予算	二四〇九一	一一三六八	七一八五
二〇一四年予算	二四五六〇	一一七四二	七一八五
二〇一五年予算	二四九二六	一一八一六	七五九三

(出処) <https://www.humanrights.go.kr/> 予算現況

(34) 国家人権委員会初代委員長 (金創国・弁護士・大韓弁護士協会会長出身) から、現在の委員長 (이성호: 前ソウル中央地方法院長) まで、すべて法曹人である。

(35) 個々の条約とは、市民的・政治的権利に関する条約 (International Covenant on Civil and Political rights: ICCPR), 経済的・社会的・文化的権利に関する条約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights: ICESCR), 人種差別に関する条約 (International Convention on the Elimination of Racial Discrimination: ICERD), 女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: CEDAW), 拷問・差別・非人道的〜に関する条約 (Convention against Torture and Other Cruel, and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment: CAT), \*

供の權利に関する条約 (Convention on the Rights of the Child), 子どもの移住労働者とその家族の保護に関する条約 (International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of their Families; CMW)

「参考文献」

(韓国語)

1. 「이주여성인권」 국회인권법안 - 이주여성인권법개정안 / 국회법 2008년 15월
2. 「2010년 이민관리법안」 IOM 移民政策研究院 / 2010년 1월
3. 「차별과 이민사회」 한국사회인권위원회 / 2010년 1월
4. 「외국인 노동자와 한국사회」 서울대학교 사회발전연구소 / 1999년
5. 「외국인 노동자의 인권 및 노동실태」 외국인 노동자 인권보장파견법제정의원공영회 자료집 P 47 - 55 / 외국인 노동자 대책위원회 1999
6. 「외국인 노동자와 한국사회」 국립법률연구원 / 2000년 1월
7. 「외국인 노동자의 인권법 제정 문제」 한국노동연구원 / 2000년 1월
8. 「외국인 노동자와 한국사회」 서울대학교 출판부 / 2000년 1월
9. 「불법체류 외국인 인권」 한국사회과학포럼 한국사회과학회 연구논문 2008년
10. 「한국에서의 외국인 인권」 국제인권법 관례에서의 접근을 중심으로 / 법학연구부 산대대학교 법학연구소 / 2007년
11. 「외국의 다문화 교육의 정책 분석 - 이주민의 인권과 관련성」 한국법과인권교육학회 박사학위논문 2011년
12. 「외국인 관련 국가인권정책 기본계획 수립에 관한 연구」 한국직사 연구학회 / 국가인권위원회 / 2004년
13. 「한국에서의 외국인 노동자 관련 인권법 제정」 한국인권정책학회 / 2003년
14. 「국내 거주 외국인 노동자 인권의 인권실태조사」 국가인권위원회 / 2003년
15. 「기본적 인권을 확인하고 보장할 국가의 의무」 한국법학원 / 2010년
16. 「인권법」 한울아카데미 / 2011년
17. 「인권보고서」 제 28집 / 29집 대한법률사 / 2014 - 2015년
18. 「인권보장제 도입의 국가인권위원회 제 1차 실태」 The Comment on function and role National Human rights commission of Korea」 한국법학원 / 14월 29일 / 2008년
19. 「한국사회와 인권위원회」 한국공법학회 공법연구지널 P. 1 - 29 / 2006년
20. 「세계사회와 인권」 국가인권연구회 / 1978 - 2004」 한국사회학 P. 287 - 322 / 2007년
21. 「기본권과 국제인권법의 관계에 관한 학법적 접근」 법학연구회 / 2007 - 2009 / 이승택 2013년

(日本語)

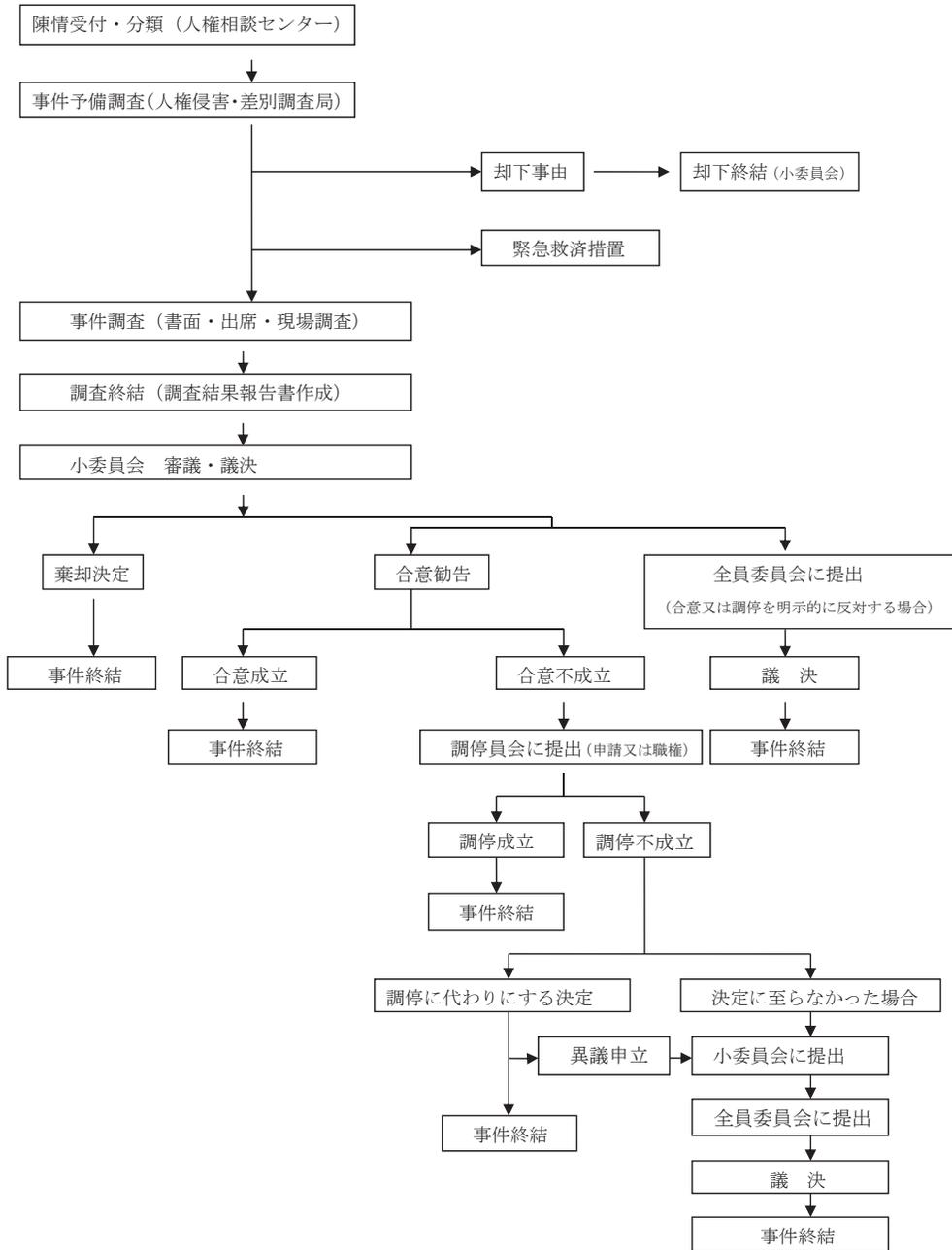
1. 「移民研究と多文化共生」 日本移民学会 お茶ノ水書房 2011年六月二十五日出版

2. 「新・国際社会学」名古屋大学 名古屋大学出版会二〇〇五年九月三〇日 出版
3. 「国際人権法」阿部浩己・藤本敏明 日本評論社二〇〇九年版
4. 「国際社会と法・国際法・国際人権法・国際関係法」横田洋三 有斐閣
5. 「人権の国際法・国際人権法の挑戦」神奈川大学法学研究叢書 阿部浩己 現代人分社一九九八年
6. 「外国人労働者の人権と地域社会」種ヶ江晴彦 明石書店 二〇〇一年
7. 「移民社会フランスの危機」宮島橋 岩波書店二〇〇六年
8. 「国際移民の時代」カースルス／ミラー 関根政美・関根薫訳 名古屋大学出版会一九九三・九六年
9. 「韓国における外国人労働者政策展開の焦点と多文化社会の模索」盧相永 大阪産業大学集人文・社会編15号。二〇一二年

(英語)

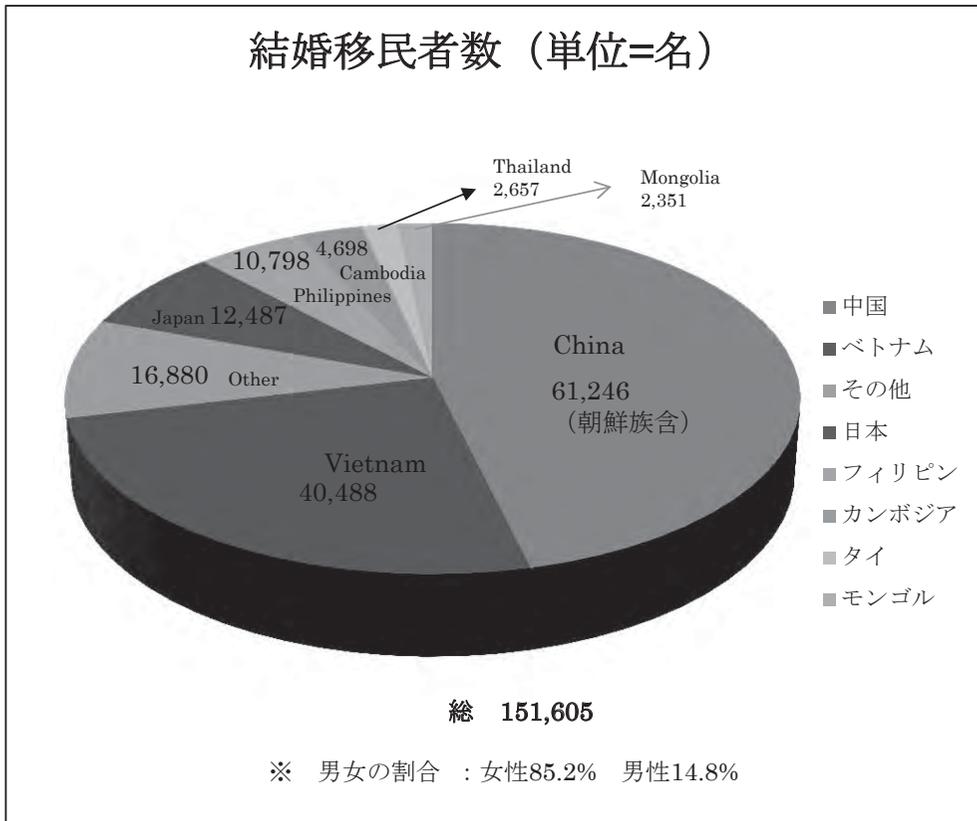
1. Raka Ray 「Hand Book Of Gender」Oxford University Press 2012
2. Kim Won-Sook 「The history of immigration policy in Korea」Chonnam National university Press 2012.
3. Castles, S. & G. Kosack 1985. 「Immigrant workers and class structure in western Europe, 2<sup>nd</sup> edn」Oxford : Oxford University Press
4. Stalker, Peter; The work of strangers, Geneva : International Labour office, 1994 (グスターカー著 大西奈々・石井由香訳 『世界の労働力移動』築地書館 一九九八年)
5. Sandra Fredman 「Human Rights Transformed」Oxford Published 2008
6. Appleyard, Reginald T.1993. 「International Migration in East Asia: situation and Issues」Internation Migration 31 (2/3):266-275」
7. Hu-Dehart, E.1993. Rethinking America : the practice and politics of multiculturalism in higher education. In Beyond a dream deferred : multicultural education and the politics of excellence」B.W. Thompson & S Tyagi (eds), 3-17. Minneapolis : University of Minnesota Press.
8. 1992. National geographic 「the rooting of peoples and territorializing of national identity among scholars and refugees」. Cultural Anthropology7, 24-44 Malkki, L.
9. Boyed Monica.1989 「Family and Personal Networks in International Migration: Recent Developments and New agendas」International Migration Review23 (3) : 638-670.
10. Castells Manuel.1975 「Immigrant workers and Class Struggles in advanced Capitalism: The western European Experience」Politics and Society5 (1) : 33-66.
- 11 David S. weissbrodt, Fionnuala ni aolain, John Fitzpatrick, Frank Newman 「Interional Human Rughts : Law・Policy・Process」4<sup>th</sup> Edition Lexis Nexis, aug.2009.

韓国国家人権委員会における外国人権侵害問題への対処とその問題点



「図一」 国家人権委員会 陳情及び救済プロセス

「表一」 結婚移民者数 2014年8月現在



「表二」 年度別滞留外国人現況（1998年～2008年）

単位：名

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
不法滞留者	99537	151986	205,205	282,626	308,165	154,342	209,841	204,254	211,988	223,464	200,489
長期滞留者	147,914	169,965	219,962	244,384	271,666	460,261	491,409	510,509	660,607	800,262	895,464
短期滞留者	160,425	211,151	271,362	322,451	357,340	218,426	259,464	236,958	249,542	266,011	263,402
滞留外国人	308,339	381,116	491,324	566,835	629,006	678,687	750,873	747,467	910,149	1,066,273	1,158,866

出処：出入国外国人政策統計年報

「表三」 国籍・地域別・年度別結婚移民者の現況

(2015年12.31現在 単位：名)

区 分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
計	144681	148498	150994	150994	151608
中国	64173	63035	62400	60663	58788
ベトナム	37516	39352	39854	39725	40847
日本	11162	11746	12220	12603	12861
フィリピン	8367	9611	10383	11052	11367
カンボジア	4583	4541	4650	4618	4555
米国	2410	2653	2845	3006	3192
タイ	2603	2618	2643	2675	2821
モンゴル	2393	2395	2368	2394	2384
ウズベキスタン	1840	2017	2141	2219	2244
ロシア	1319	1328	1305	1308	1305
カナダ	1158	1240	1268	1300	1295
ネパール	840	1027	1112	1138	1081

国籍・地域別・性別結婚移民者の現況

(2015年12.31現在 単位：名)

区 分	計	男子	女子	男子比率	女子比率	国籍・地域別・ 構成比率
計	151608	23272	128336	15.4%	84.6%	100.0%
中 国	58788	11879	46909	20.2%	79.8%	38.8%
ベトナム	40847	894	39953	2.2%	97.8%	26.9%
日本	12861	1220	11641	9.5%	90.5%	8.5%
フィリピン	11367	328	11039	2.9%	97.1%	7.5%
カンボジア	4555	45	4510	1.0%	99.0%	3.0%
米国	3192	2440	752	76.4%	23.6%	2.1%
タイ	2821	75	2746	2.7%	97.3%	1.9%
モンゴル	2384	104	2280	4.4%	95.6%	1.6%
ウズベキスタン	2244	81	2163	3.6%	96.4%	1.5%
ロシア	1305	90	1215	6.9%	93.1%	0.9%
カナダ	1295	1109	186	85.6%	14.4%	0.9%
ネパール	1081	149	932	13.8%	86.2%	0.7%
パキスタン	915	810	105	88.5%	11.5%	0.6%
その他	7953	4048	3905	50.9%	49.1%	5.2%

〔表四〕 結婚移民者の滞留現況

2014年8月現在（単位：名）

韓国国民の配偶者の在留資格：2009年以前（F-1-3, F-2-1）2010年以後（F-2-1, F-5-2）2011年12月以後（F-2-1, F-5-2, F-6）

年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	13年8月	14年8月
人数	125,087	141,654	144,681	148,498	150,865	150,305	151,605
前年対比	2.1%	12.2%	2.1%	1.6%	1.6%		0.9%

〔表五〕 結婚帰化者累計（婚姻関係による法定帰化）

年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	14年1～8月
婚姻帰化者 （全体累計）	39,067	56,205	66,474	77,203	84,933	93,953	4,763

表1～5の出処：保健福祉部多文化家庭研究報告書

〔表六〕 類型別差別及び陳情事件受付件数（単位＝件）

出所：韓国法務部人権委員会年間報告書

区 分	累 積	2013	2012	2011
合 計	16,582	2,484	2,549	1,803
性 別	513	63	45	35
妊娠・出産	182	18	27	19
婚姻可否	80	5	6	5
容貌・身体条件	240	31	40	19
家族構成（状況）	124	24	8	17
A セクハラ	1,548	241	228	216
障害	7,100	1,216	1,340	886
年齢	1,201	141	166	146
B 社会的地位	1,541	145	185	127
C 出身国家	276	35	9	27
D 出身民族	12	－	1	1
E 人種	71	18	1	4
F 肌色	9	1	1	－
G 宗教	126	11	12	10
出身地域	100	13	6	10
政治思想的事由	34	4	2	1
犯罪歴（前科）	166	19	20	17
H 学歴／学閥	503	124	47	52
病歴	317	39	34	30
その他	2,298	243	356	178
未分類	85	85	－	－

（注）AからGまでは、外国人と関連。

「表七」 2013～14年（1月～8月）まで国家人権委員会の陳情・相談・窓口受付など案内処理状況

「単位＝件」

出処：国家人権委員会公報 2014年8月15日刊行 第12巻第4号 P.340～

1. 類型別陳情受付現況（単位：件／％）

月（1～8）	区分	合計	人権侵害	差別行為	その他
累積（13年～14年）		14,354（100）	10,885（75.8）	3,358（23.3）	111（0.8）
2014.1～8月		7,458（100）	5,947（79.7）	1,500（20.1）	11（0.2）
2013.1～8月		6,896（100）	4,938（71.6）	1,858（26.9）	100（1.5）

※陳情受付日基準

2. 類型別相談現況（単位：件／％）

月（1～8）	区分	合計	人権侵害	差別行為	その他	対面相談
累積（13年～14年）		48,323（100）	18,989（39.2）	4,303（8.9）	10,029（42.5）	1,726（3.5）
2014.1～8月		23,992（100）	9,608（40.1）	2,099（8.8）	10,029（47.9）	791（3.2）
2013.1～8月		24,331（100）	9,381（38.6）	2,204（8.3）	10,547（49.3）	935（3.8）

3. 受付処理現況現況（単位：件／％）

月（1～8）	区分	合計	郵便/Fax	Web	大統領秘書室	참여마당（参与マダン）	その他
累積（13年～14年）		18,580（100）	5,467（29.4）	9,591（51.6）	23（0.1）	3,486（18.7）	33（0.2）
2014.1～8月		9,499（100）	3,236（34.1）	4,752（52.0）	8（0.1）	1,485（15.6）	18（0.2）
2013.1～9月		9,081（100）	2,231（24.3）	4,839（53.3）	15（0.2）	2,001（22.0）	15（0.2）

（注）大統領秘書室とは、一般の国民、誰でも国に対して直接請願（陳情など）などを行うことができる窓口である。参与マダンとは、www.hikorea.go.krで、質疑応答を関係機関別に振り分けて対応するオンライン広場である。

※受付処理日基準、その他は電話及び対面・代理受付件数

※管理者任意の削除は対象外

4. 対面申請及び処理現況（単位：件／％）

地域別	区分	前月 繰り 越し	申請	終 結 処 理			未 処 理	平均 処 理 日 数	
				小計	相談終結	陳情			撤回
累積13年～14年（1～8月）		-	44,632	44,444（100）	21,561（48.5）	1,145（25.7）	1,492（33.5）	188	17.3日
2014.8月		161	259	232（100）	93（40.1）	67（28.9）	72（31.0）	188	18.3日
ソウル		76	118	99（100）	42（42.4）	26（26.3）	31（31.3）	95	20.7日
釜山		31	52	47（100）	14（29.8）	19（40.4）	14（29.8）	36	14日
光州		33	40	46（100）	18（39.1）	17（37.0）	11（23.9）	27	19.7日
大邱		21	49	40（100）	19（47.5）	5（12.5）	16（40.0）	30	15.7日
2014.1～8月		-	1,933	1,920（100）	791（41.2）	478（24.9）	651（33.9）	-	19.7日
2013.1～8月		-	2,151	2,165（100）	935（43.2）	533（24.6）	697（32.2）	-	23.5日

「表八」

1. 外国人移住人権政策勧告または意見表明・意見提出現況 (単位：件)

区分	合計	勧告	意見表明	意見提出
累計	30	21	9	-
2012	3	3	-	-
2011	7	5	2	-
2010	5	2	3	-
2009	3	3	-	-
2008	7	3	4	-

2. 外国人移住人権政策勧告 受容現況 (単位：件)

区分	勧告件数	勧告受容 可否				検討中	勧告受容率
		合計	受容	一部受容	不受容		
累計	21	19	6	11	2	2	89.5
2012	3	2	1	1	-	1	100.0
2011	5	5	1	3	1	-	80.0
2010	2	2	1	1	-	-	100.0
2009	3	3	2	-	1	-	66.7
2008	3	2	-	2	-	1	100.0

3. 人権相談現況：機関別人権侵害相談現況 (単位：件)

区分	累計	2008	2009	2010	2011	2012
合計	59,446	5,391	6,738	8,806	8,957	11,823
検察	3,196	242	272	392	291	339
警察	15,660	1,441	1,895	2,365	1,849	2,021
国家情報院	174	17	9	13	12	15
特別司法警察	108	8	8	10	-	-
地方自治団体	4,867	540	650	717	679	666
司法機関	1,134	94	114	206	140	194
立法機関	52	6	7	5	1	1
拘禁施設	1,944	219	196	243	219	232
多数人保護施設	20,669	1,996	2,623	3,250	4,119	5,774
軍	2,255	223	210	254	337	366
各級学校	1,655	-	-	334	453	868
出入国管理局	118	-	-	-	53	65
保護施設	164	21	13	7	-	-
公職関連団体	300	-	-	-	-	300
その他	1,465	181	179	319	236	417

(注)「多数人保護施設」とは、主に知的障がい者保護施設または刑務所である。  
出所：表8の1～3、国家人権委員会 2012 人権統計 P.17/28.